



## 足下の経済状況等に関する補足資料

# 内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2025年1月～6月）

- 2025年6月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。先行きについては、雇用・所得環境が改善するが、米国の通商政策等による景気の下振れリスクが高まっている。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1月月例	景気は、一部に足踏みが残るもの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる 上昇している	改善の動きがみられる 上昇している
2月月例	景気は、一部に足踏みが残るもの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる 上昇している	改善の動きがみられる 上昇している
3月月例	景気は、一部に足踏みが残るもの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、我が国の景気を下押しするリスクとなる。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる 上昇している	改善の動きがみられる 上昇している
4月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる 上昇している	改善の動きがみられる 上昇している
5月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる 上昇している	改善の動きがみられる 上昇している
6月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる 上昇している	改善の動きがみられる 上昇している

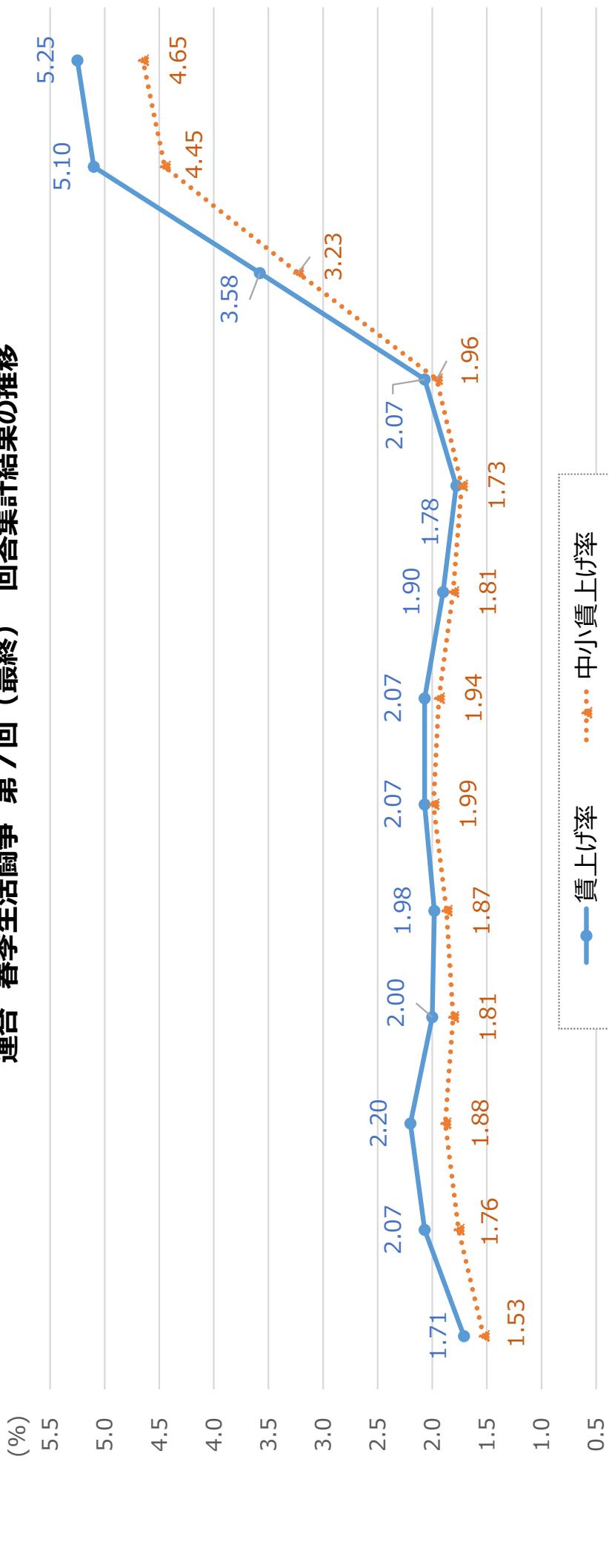
(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 下線は前月からの主な変更点

## 連合 春季賃上げ妥結状況

- 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.25%（中小4.65%）となつており、比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 第7回（最終）回答集計結果の推移

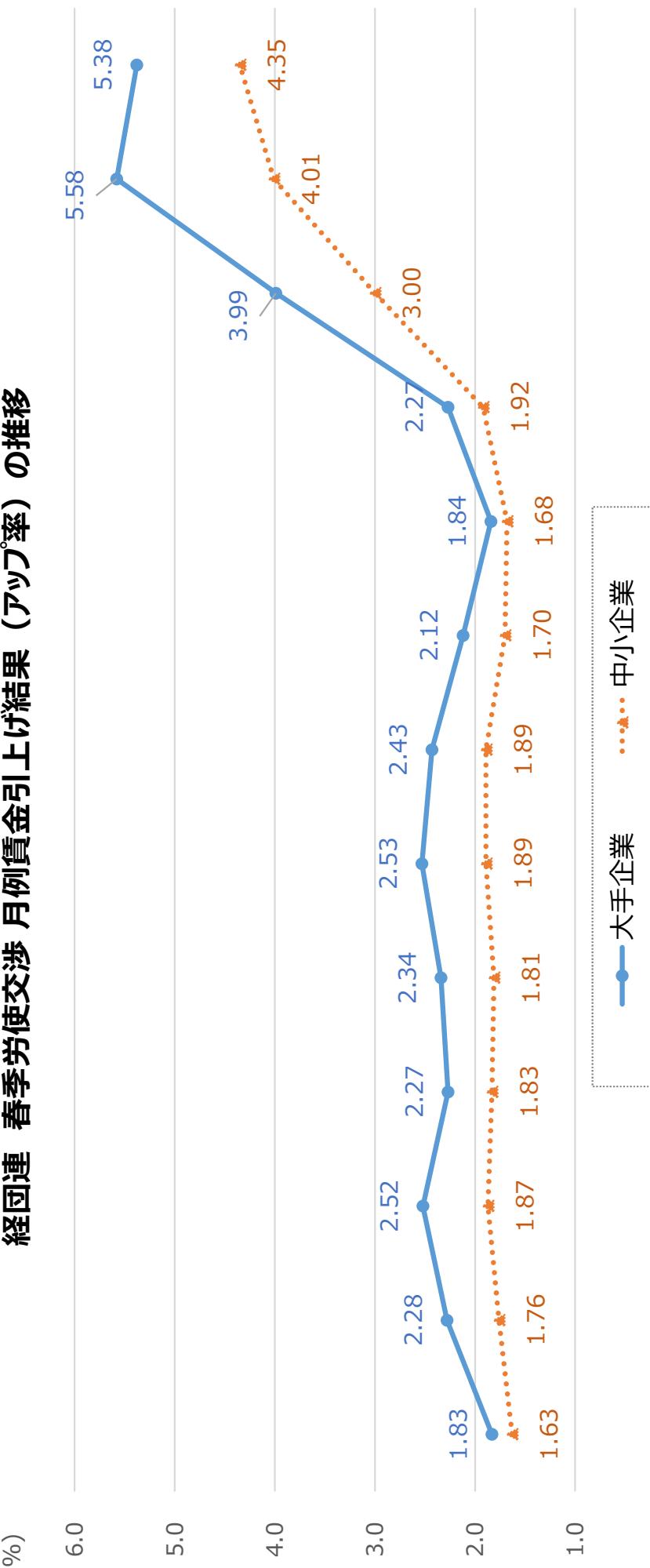


(資料出所) 連合「2025春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2025年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成  
 (注) 各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

## 経団連 春季賃上げ妥結状況

- 2025年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.38%（第1回集計）、中小企業4.35%（第1回集計）となっている。

### 経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果（アップ率）の推移



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58	5.38
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	4.01	4.35

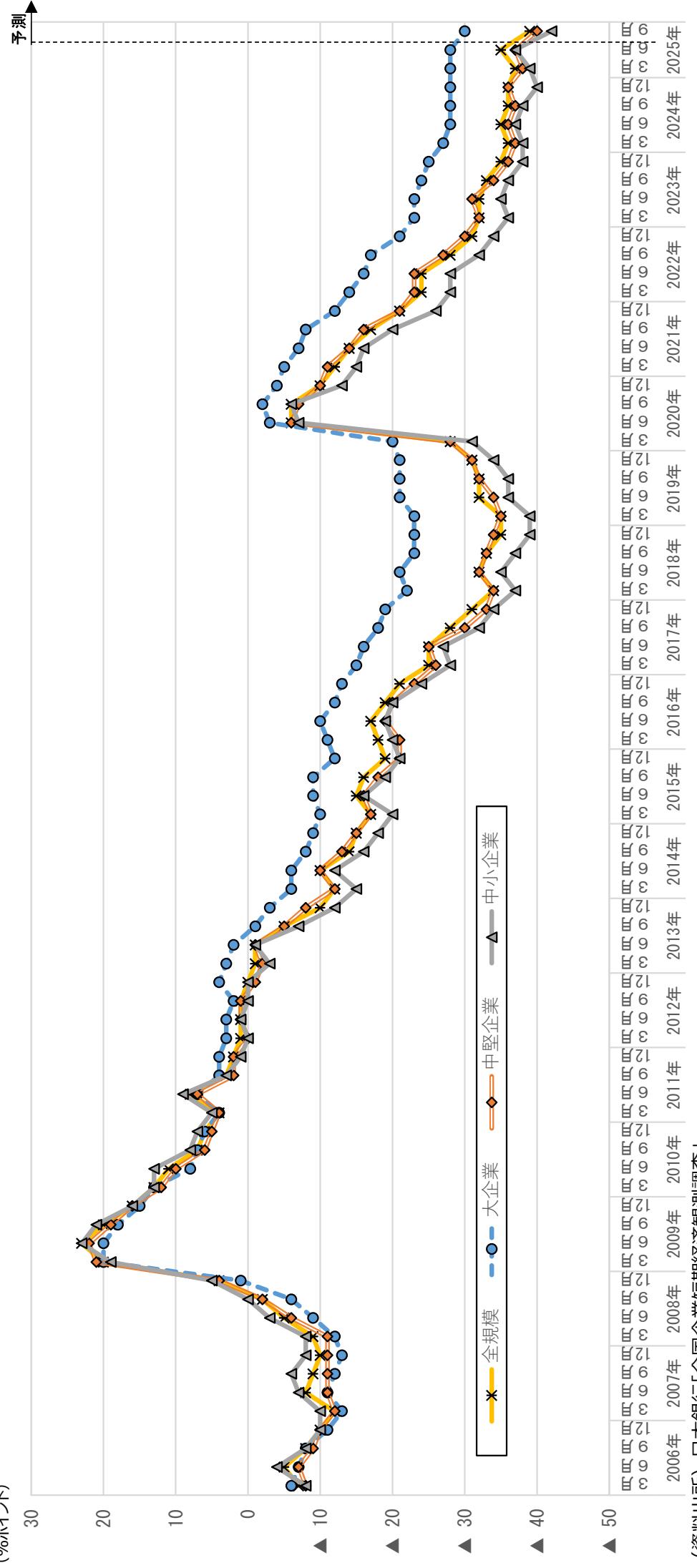
（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2025年春季労使交渉・大手企業種別回答状況」「2025年春季労使交渉・中小企業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

（注）2024年までは最終集計結果、2025年は第1回集計結果

## 雇用人員判断D.I.の推移（過剰-不足）

- 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

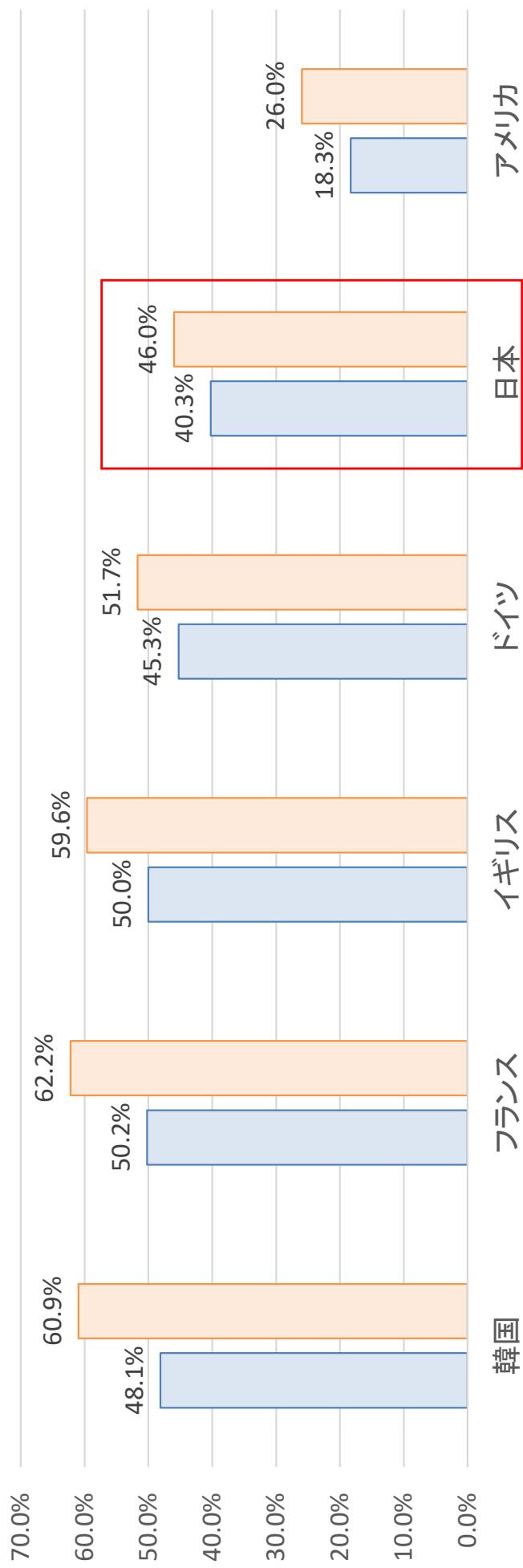
雇用人員判断D.I.の推移（過剰-不足）



# フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

- 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値・平均値・イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合(2023年)



(資料出所)OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

□ フルタイム労働者の賃金の平均値に占める最低賃金の割合 □ フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合

(注1) 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため(たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象)、単純比較はできないことに留意が必要。

(注2) アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州もあることに留意が必要。

(注3) OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金の「平均値」よりも低い水準となっているため、国際比較には適しているとしている。

# 地域別の状況

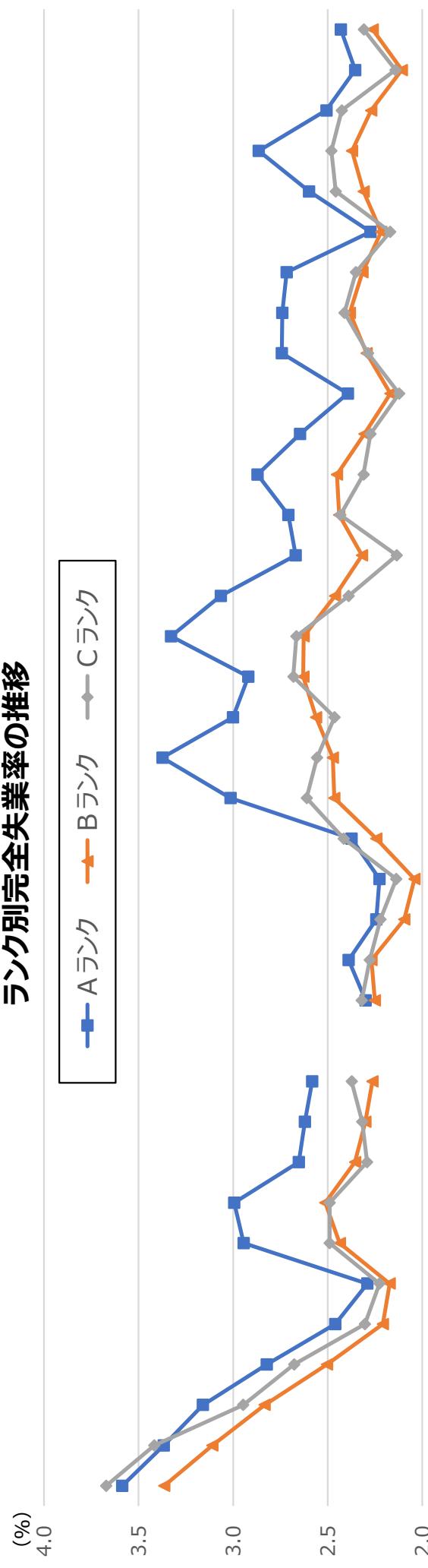
ひと、くらし、みんなのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## ランク別完全失業率の推移

- ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。



(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

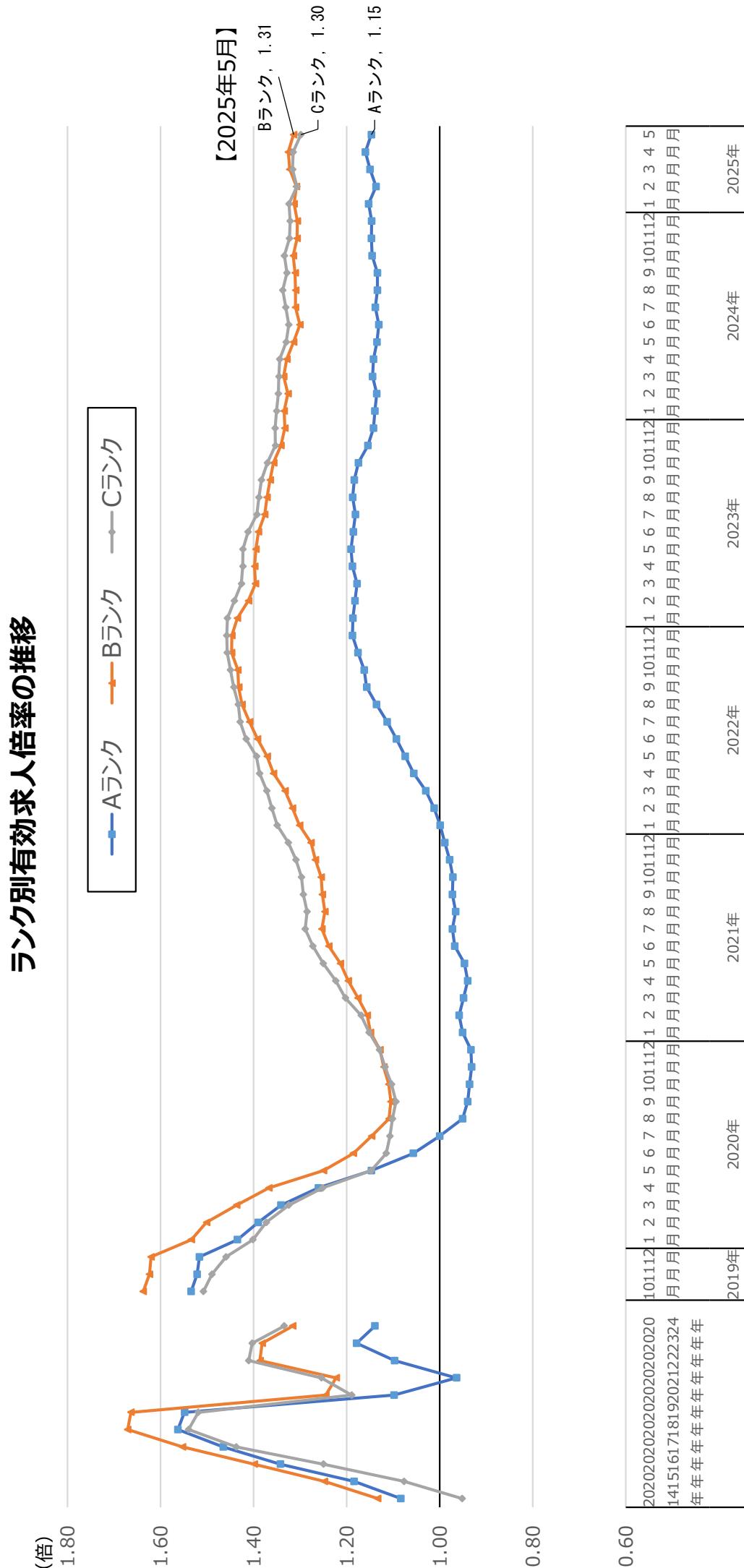
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

### 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

## ランク別有効求人倍率の推移

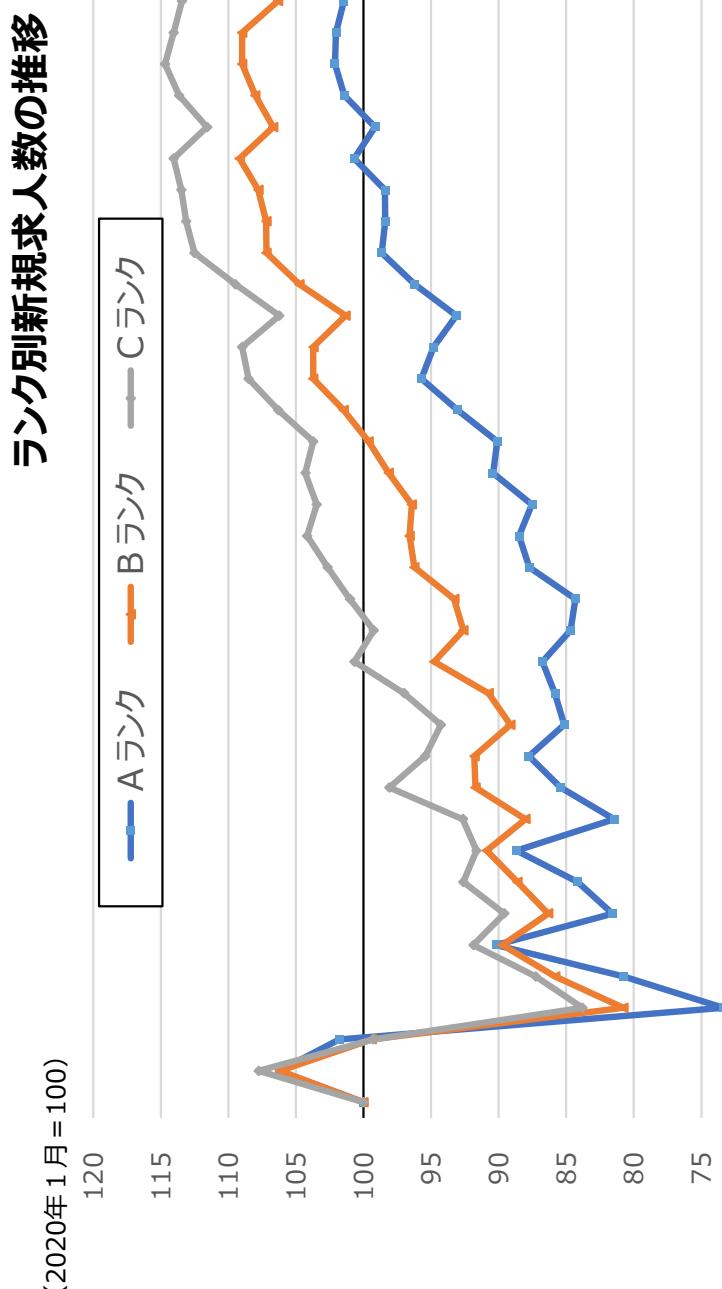
- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横ばいとなっている。



(資料出處) 厚生省動省「職業安定業務統計」上0作成

## ランク別新規求人件数の推移

- ランク別に新規求人件数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続き、このところ各ランクともおおむね横ばいで推移している。



資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

2020年1月の新規申請人数(季節調整値)の水準

2. 各ノゾクの新規求人数は、当該ノゾクに属する都道府県

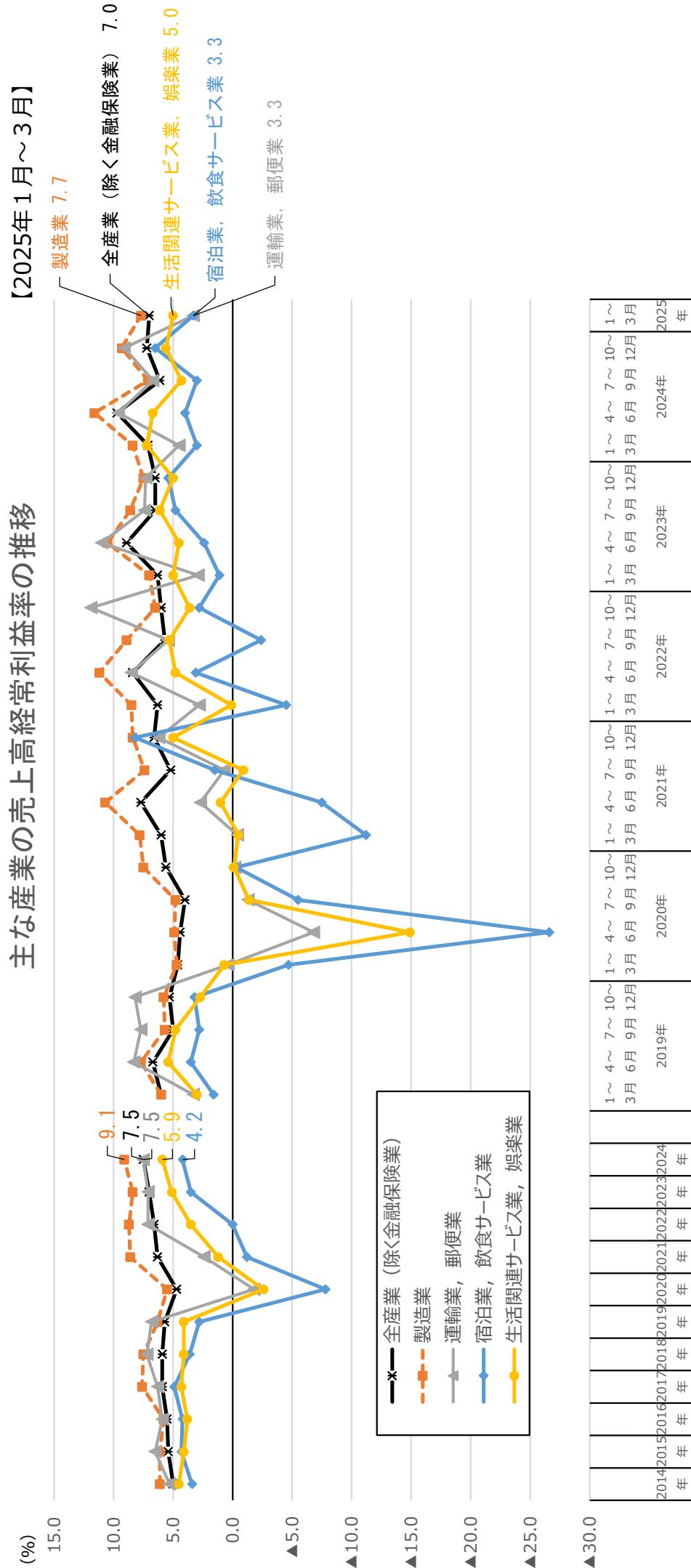
## 産業別の状況

ひと、くらし、みんなのために



## 主な産業の売上高経常利益率の推移

- 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移しており、直近では横ばいである。



（資料出所）財務省「法人企業統計」により作成。  
（注）1. 資本金・出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。  
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

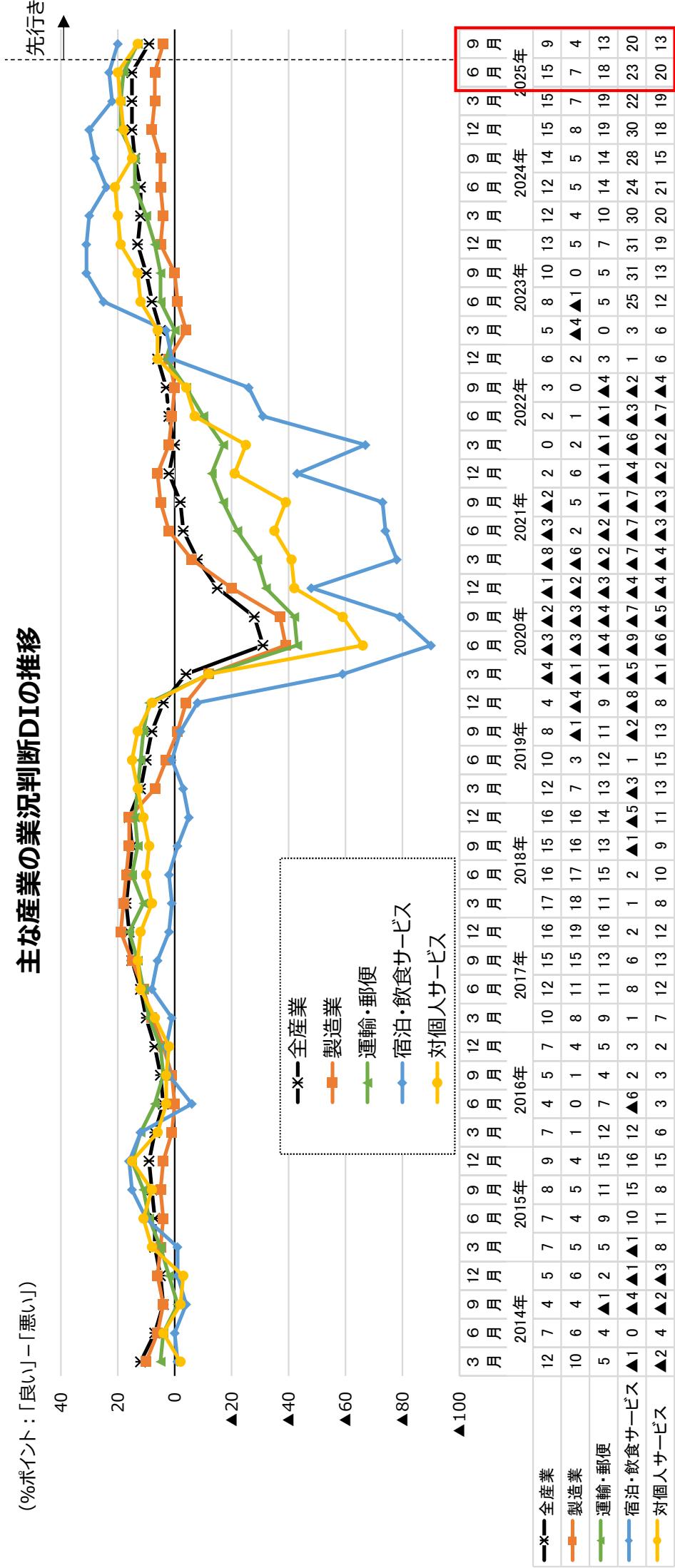
## (参考) 売上高経常利益率の推移 (詳細)

(単位: %)	2023年												2024年														
	2021年						2022年						2023年						2024年								
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月			
全産業 (除く金融保険業)	5.4	5.5	5.9	5.7	4.7	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	7.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0			
製造業	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	9.1	8.4	11.6	7.1		
非製造業	5.0	5.4	5.2	5.5	4.3	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.8	6.6	8.9	5.7	6.3	6.8	
農林水産業	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	0.9	2.7	0.0	0.4	0.7	
航業、探石業、砂利採取業	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	31.9	35.1	30.3	30.6	24.7	
建設業	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	6.8	9.9	6.4	3.8	6.3	
電気業	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	5.6	0.4	11.9	6.0	4.6	
ガス・熱供給・水道業	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	4.8	3.8	14.3	0.5	0.9	5.6
情報通信業	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	10.2	9.7	13.3	9.1	8.6	9.0
運輸業 郵便業	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	7.5	4.5	9.6	6.7	9.1	3.3
卸売業・小売業	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.9	3.6	4.9	3.3	3.9	3.7
不動産業、物品賃貸業	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6	12.6	14.5	12.2	11.4	13.9
サービス業	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	10.8	9.8	15.8	8.8	8.9	9.7
宿泊業、飲食サービス業	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲1.2	▲11.2	7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	5.4	4.2	3.0	4.0	3.0	6.5	3.3
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	5.9	7.2	6.7	4.3	5.6	5.0
学術研究、専門、技術サービス業	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	22.1	18.2	34.8	19.5	15.1	20.9
教育、学習支援業	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	7.8	8.1	1.0	12.3	9.4	11.4	
医療、福祉業	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.6	5.1	7.1	4.4	5.9	4.4	
職業紹介・労働者派遣業	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	5.5	2.5	8.3	4.5	5.9	3.6
その他サービス業	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	7.2	7.7	8.8	5.4	6.4	7.1	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.5	7.7	9.4	5.5	7.2	6.1	

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。  
(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。  
2. 1年後の数値は四半期データを算入して作成

## 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

- 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいである。



（資料出所）日本銀行「全國企業短期經濟觀測調查」  
（注）1 調查對象社資本金2千萬円以上の民間企

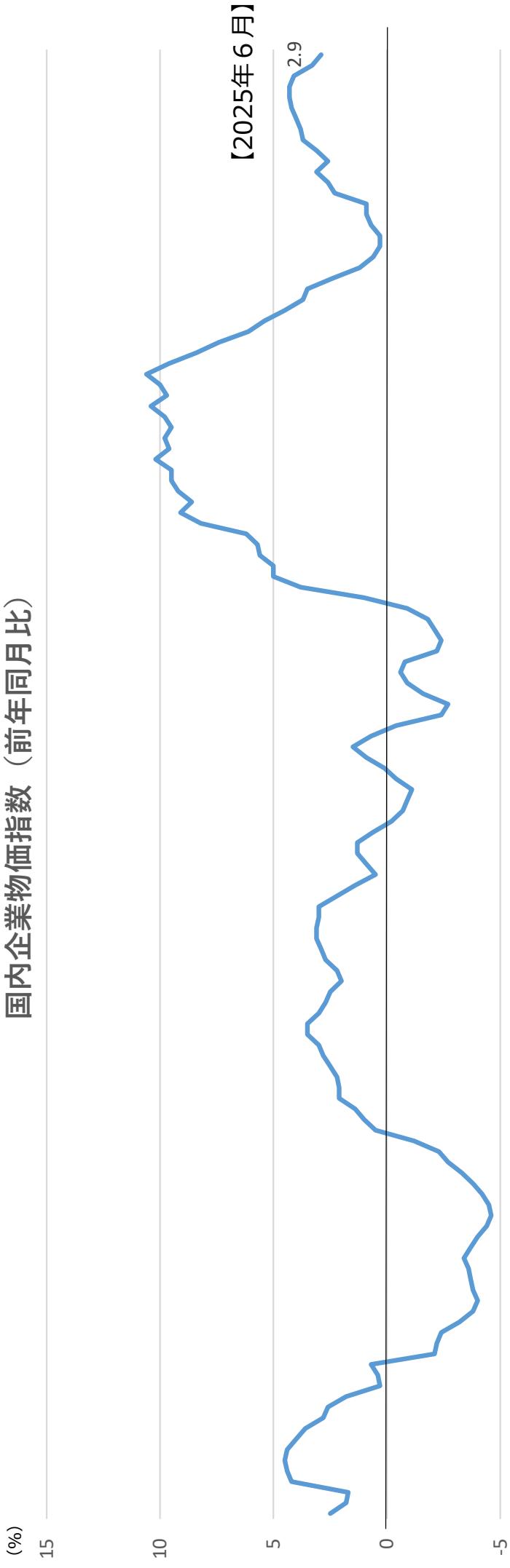
1. 調査対象は、貯蓄金2千万円以上で、2025年5月までの預定期間で「生銀行」(みずほ銀行)に預けた方を対象とした。2. 調査は、2025年9月の貯蓄金額と2025年5月までの預定期間の「預定期間」(預けた日から返却されるまでの期間)の関係を分析する。  
3. 本調査は、株式会社リクルートホールディングスが運営する「リクナビNEXT」(リクナビNEXT)の会員登録者を対象とした。4. 本調査は、株式会社リクルートホールディングスが運営する「リクナビNEXT」(リクナビNEXT)の会員登録者を対象とした。

2. 2025年9月の数値は、2025年6月調査による先行き（3か月後）の状況の数値。

「老入預付介護事業」の社会保険・技能教習事業を運営する。各種学校・学習塾・教養・技能教習事業を運営する。その他の社会保険・技能教習事業を運営する。

## 国内企業物価指数（前年同月比）の推移

- 国内企業物価指数については、2023年に減少傾向にあったが、直近では上昇傾向にある。



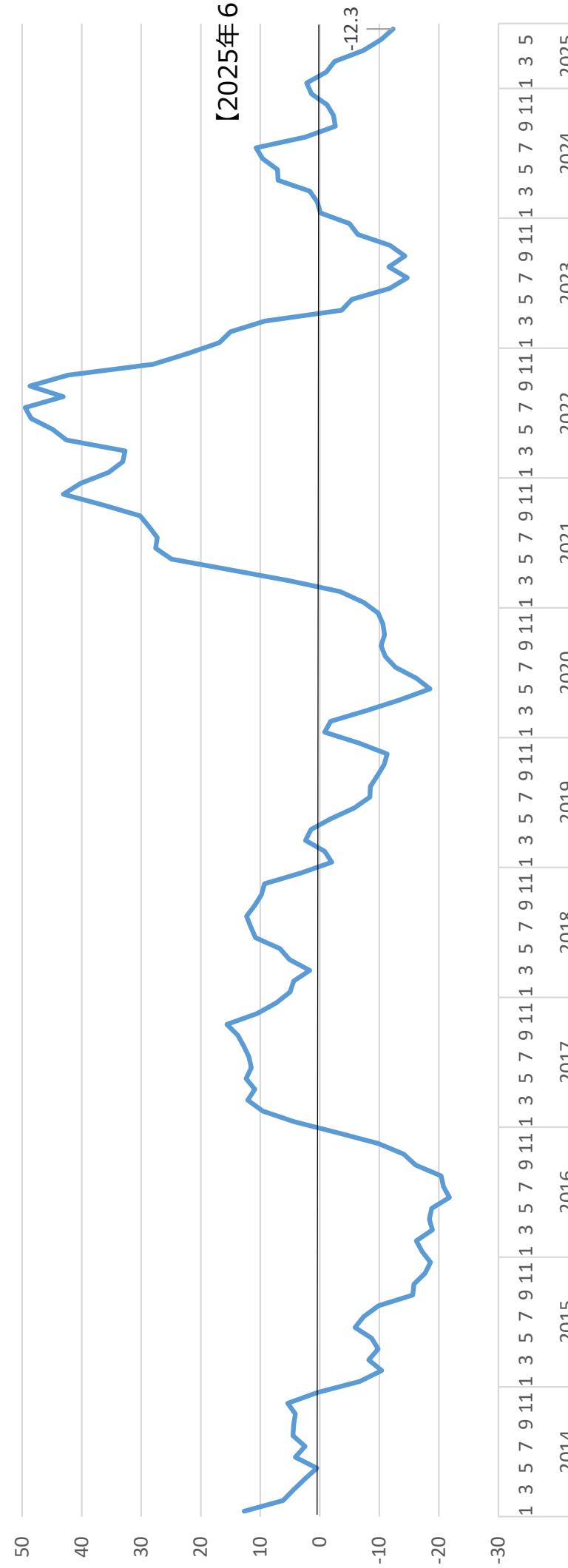
年	1月	6月
2014	1	3
2015	5	7
2016	9	11
2017	1	3
2018	5	7
2019	9	11
2020	1	3
2021	5	7
2022	9	11
2023	1	3
2024	5	7
2025	9	11

(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」  
(注) 2025年6月速報値。

## 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

- 輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2025年6月は-12.3%であり、足下では減少傾向である。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2025年6月速報値。

# 消費者物価の動向

ひとくらし、みんなのための



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

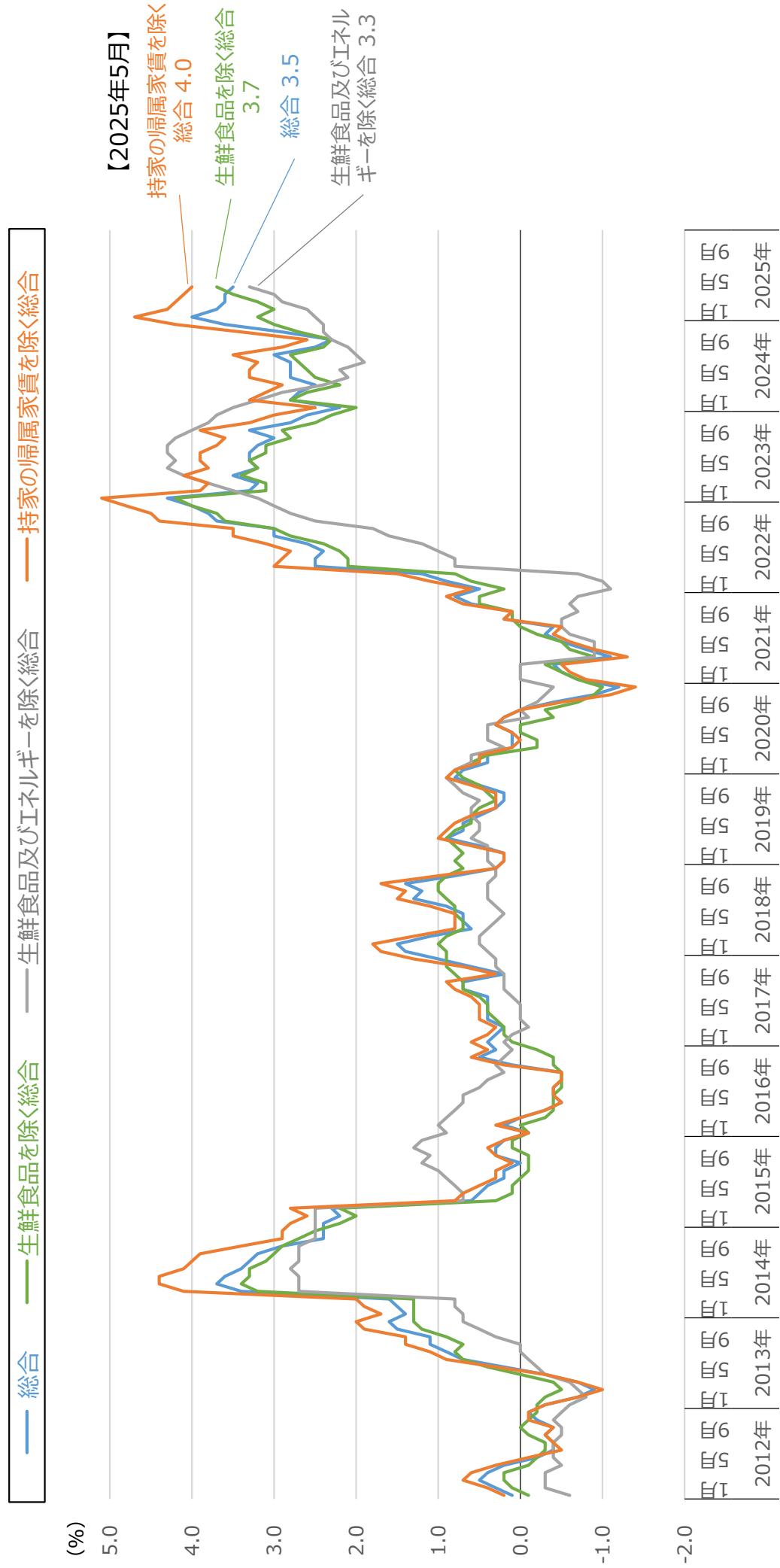
## 消費者物価指數の指標

- 消費者物価指數の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際(に取引)がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指數を計算し、これをウエイト(家計の消費支出に占める割合)により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」(電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン)を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

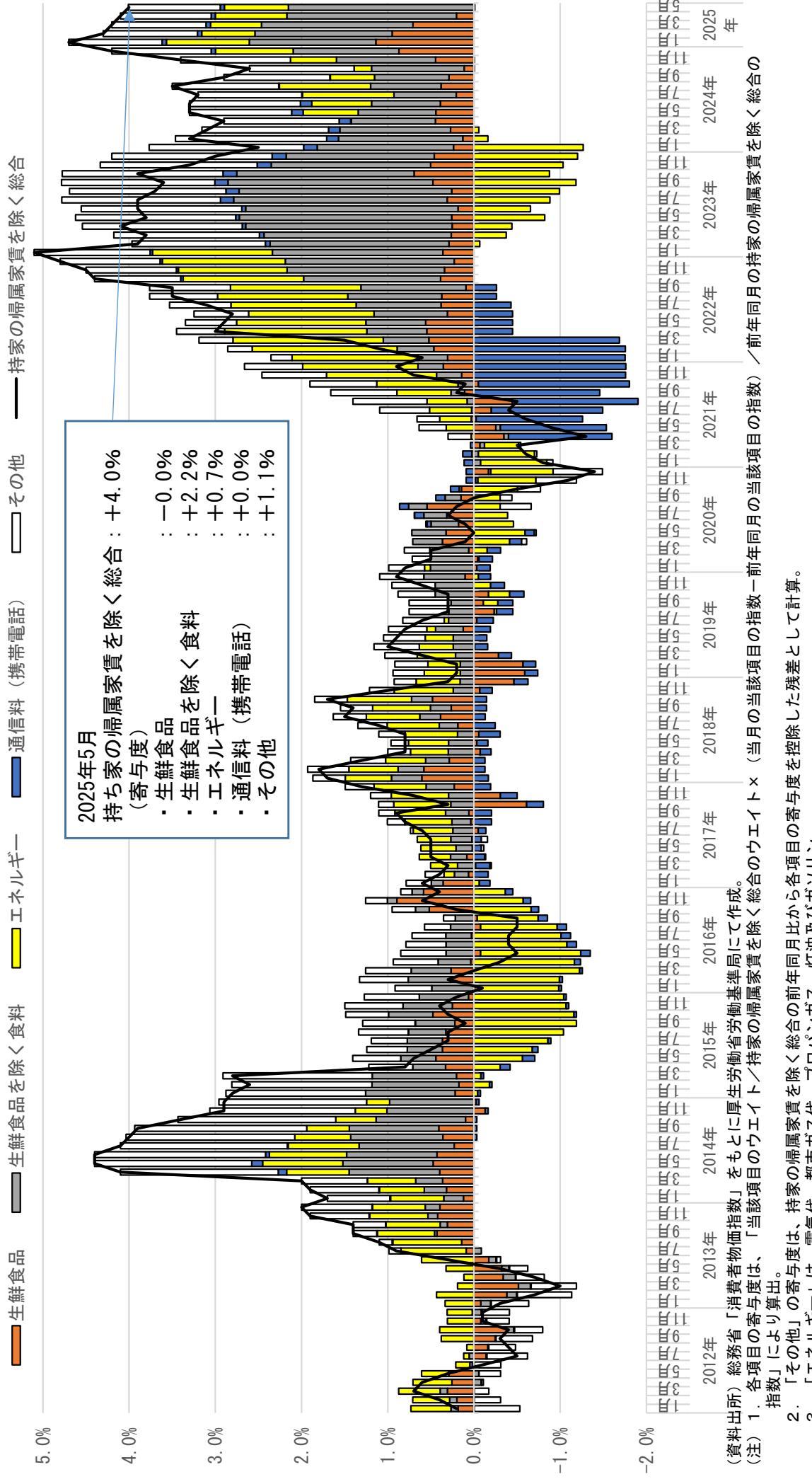
## 消費者物価指数の推移（対前年同月比）

- 2025年5月の消費者物価指数の「総合」は+3.5%、「生鮮食品を除く総合」は+3.7%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+3.3%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+4.0%となっている（いずれも対前年同月比）。



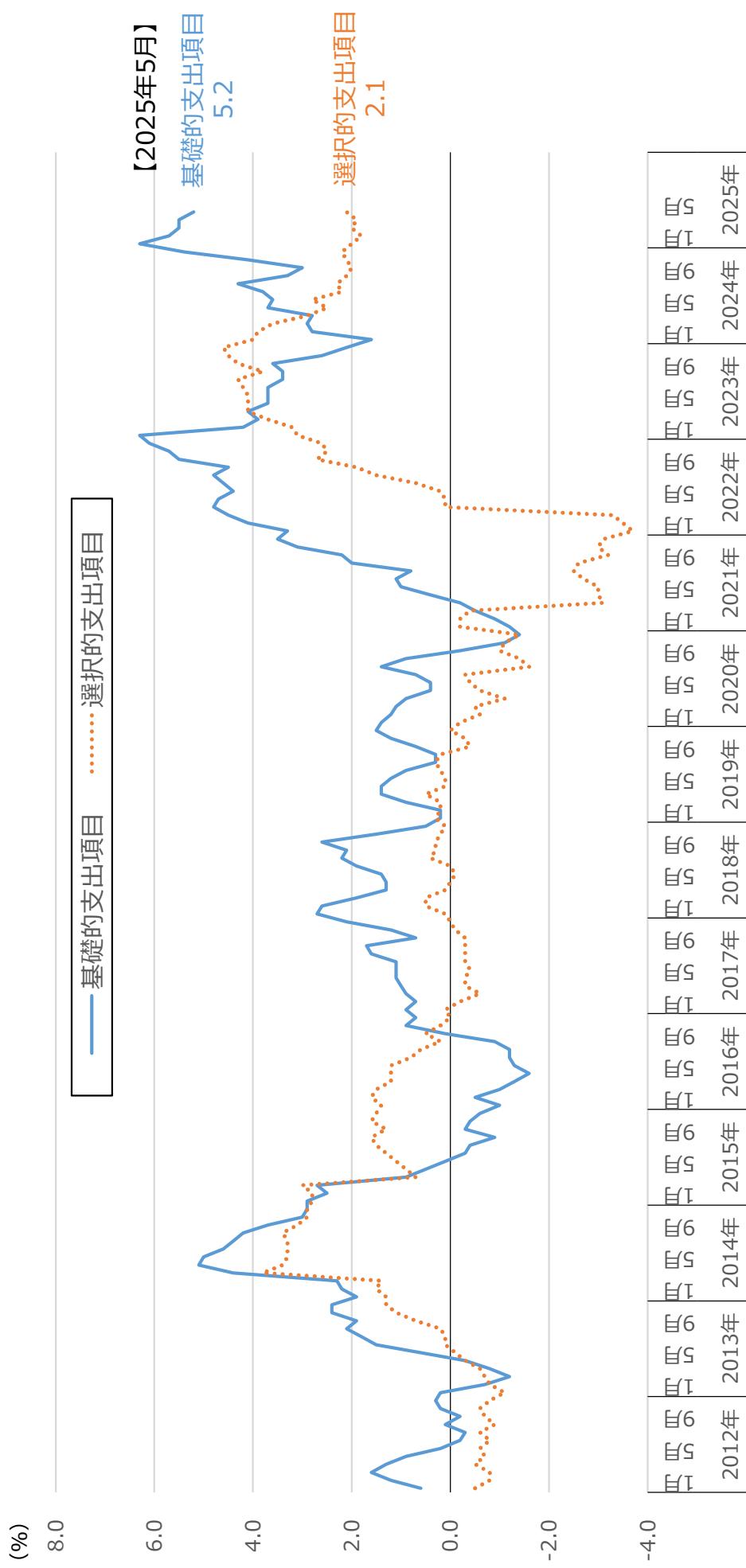
# 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の 主な項目別寄与度の推移

- 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2025年5月に+4.0%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料、エネルギーの寄与度が大きい。



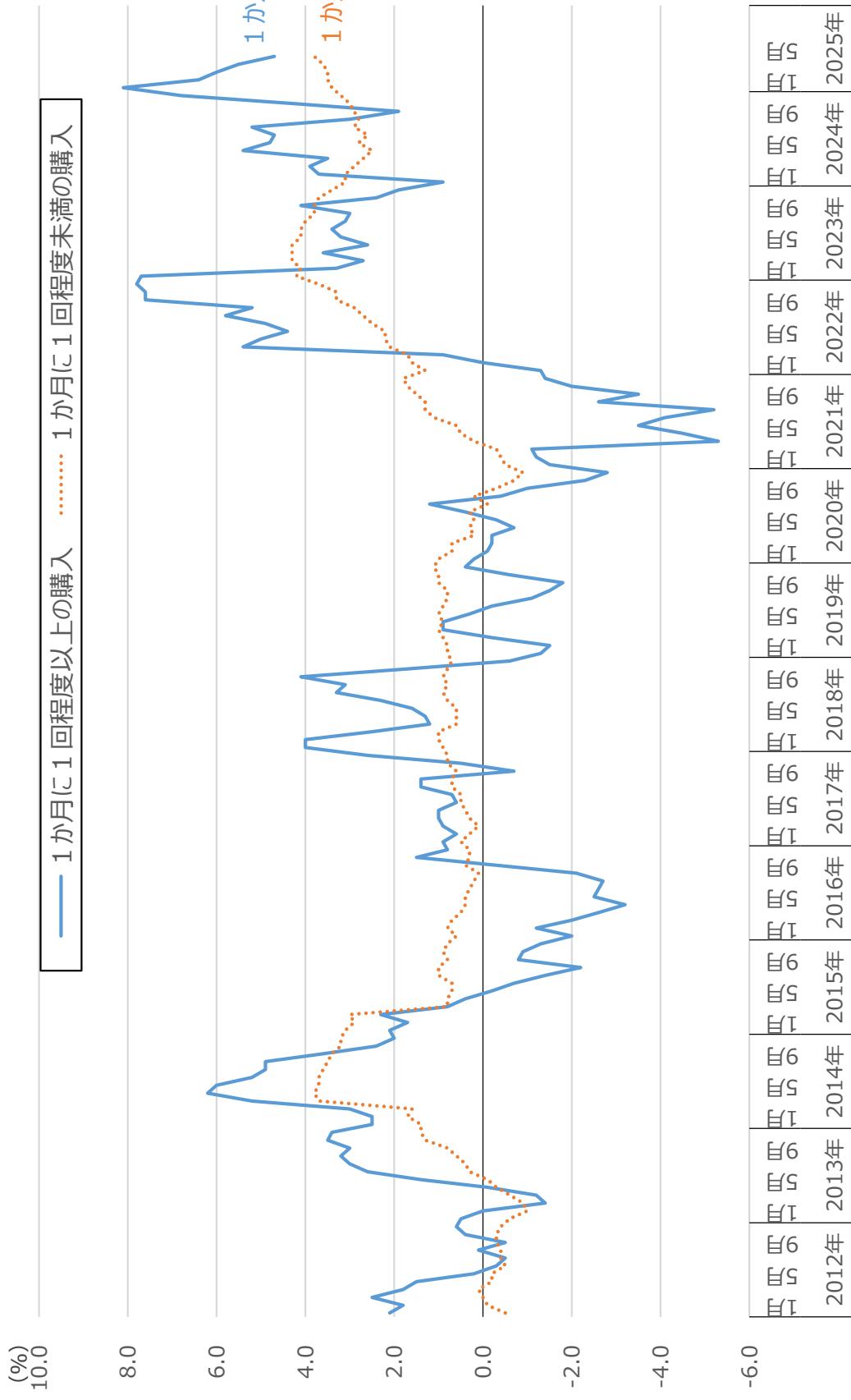
# 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指數」（対前年同月比）の推移

- 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指數」（対前年同月比）を見ると、2025年5月では、「基礎的支出項目」は+5.2%、「選択的支出項目」は+2.1%となっている。



## 消費者物価指数の「購入頻度階級別指數」（対前年同月比）の推移

- 消費者物価指數の「購入頻度階級別指數」（対前年同月比）を見ると、2025年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+4.7%、「1か月に1回程度未満の購入」は+3.8%となっている。



## 消費者物価指数に対する電気・ガス料金支援による押下げ効果の推移

- 電気・ガス料金支援(は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げる効果を示している。

	2024年				2025年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
電気・ガス料金支援による押下げ効果	-0.54	-0.34	-	-	-0.33	-0.33	-0.17	-

資料出所 総務省「消費者物価指数」

＜電気・ガス料金支援 値引き単価＞

酷暑乗り切り緊急支援（2024年8～10月使用分）

2024年8・9月使用分 低圧契約(は1kWh当たり4円、高压契約(は1kWh当たり2円、都市ガス料金(は1m<sup>3</sup>当たり17.5円

2024年10月使用分 低圧契約(は1kWh当たり2.5円、高压契約(は1kWh当たり1.3円、都市ガス料金(は1m<sup>3</sup>当たり10円

電気・ガス料金負担軽減支援事業（2025年1～3月使用分）

2025年1・2月使用分 低圧契約(は1kWh当たり2.5円、高压契約(は1kWh当たり1.3円、  
都市ガス料金(は1m<sup>3</sup>当たり10円、LNG(は1t当たり12,156円

2025年3月使用分 低圧契約(は1kWh当たり1.3円、高压契約(は1kWh当たり0.7円、  
都市ガス料金(は1m<sup>3</sup>当たり5円、LNG(は1t当たり6,078円

※都市ガス(は家庭及び年間契約量1,000万m<sup>3</sup>未満の企業等が対象。 LNG(は年間総契約量8,226t未満の需要家が対象。

# 2024年10月以降の消費者物価指數の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指數の対前年上昇率について、2024年10月以降、全国では2.6%～4.7%で推移し、2024年10月～2025年5月平均の対前年同期の上昇率は3.9%となっている。

(単位：%)

	2024年				2025年			2024年10月～2025年5月平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
全 国	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0
Aランク	2.7	3.4	4.3	4.6	4.0	4.0	3.9	3.8
Bランク	2.6	3.3	4.1	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9
Cランク	2.9	3.6	4.4	5.0	4.5	4.4	4.2	4.1

資料出所 総務省「消費者物価指數」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

# 消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数组品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区別し、購入頻度の階級区分別に指数组を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

	2024年					2025年					(単位：%)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	2024年10月～2025年5月平均		
頻繁に購入	1.5	3.2	4.6	6.2	5.7	5.7	4.3	3.6	4.4		

## 【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キヤベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チヨコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カツブ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

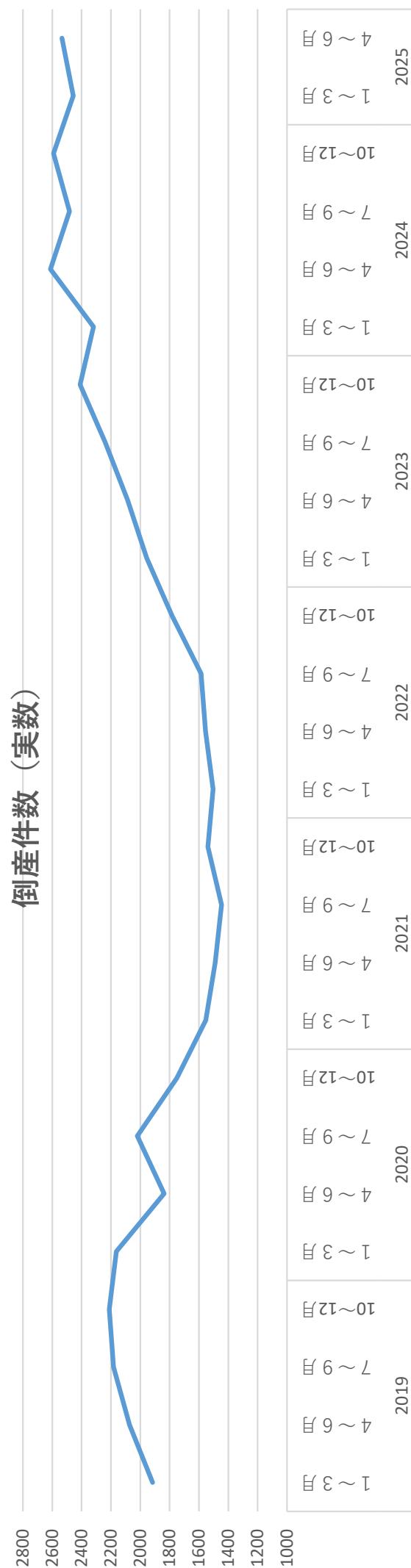
# 倒産の動向



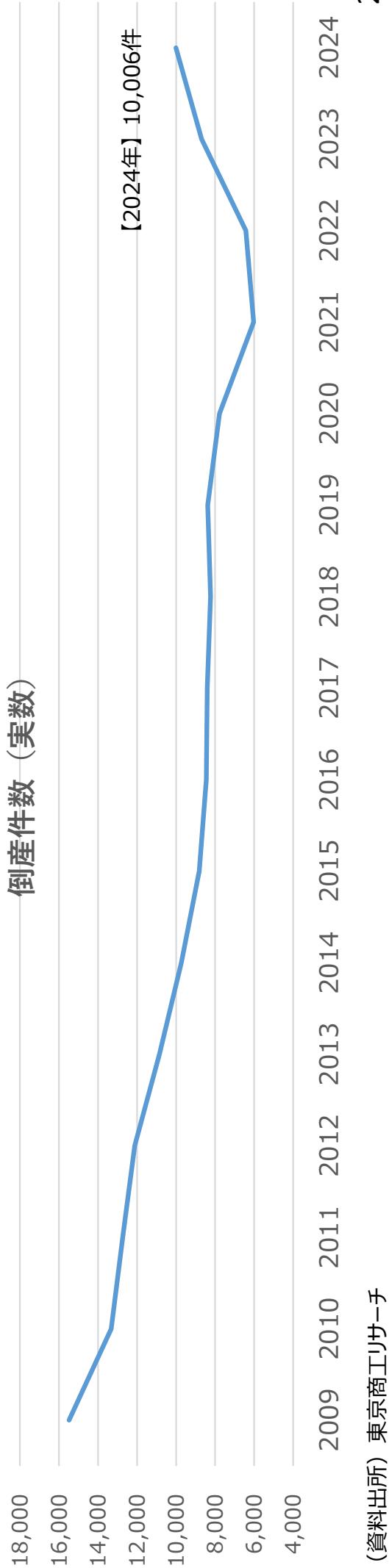
# 倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2024年は増加している。

## 【足下の推移】



## 【長期的な推移】



## 原因別倒産状況の推移

- 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

		販売不振		信用性の低下		既往のしわよせ		過少資本		連鎖倒産		既往のしわよせ		販売不振		在庫状態悪化		設備投資過大		その他	
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193											
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162											
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182											
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180											
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208											
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189											
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231											
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255											
2024年	455	166	536	1,134	56	7,352	29	7	34	237											

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/>)

- (注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。  
 2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。  
 3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

# 物価高倒産の状況

## 全国企業倒産集計（2024年報）（抜粋）

物価高倒産は933件判明過去最多を大幅に更新

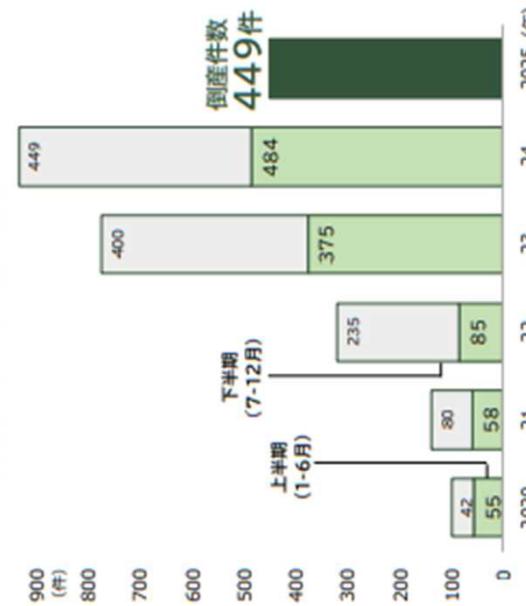
「物価高倒産」は、933件（前年775件、20.4%増）判明し、倒産全体の約1割を占めた。初めて900件を超えて過去最多を大幅に更新した。業種別では、「建設業」（250件）が最も多く、「製造業」（194件）、「運輸・通信業」（155件）が続いた。資材高が続く「建設業」は初めて200件を超えて、「小売業」のうち「飲食店」（81件）（前年（46件）から7割増）となつた。

## 全国企業倒産集計（2025年上半年期報）（抜粋）（下図）

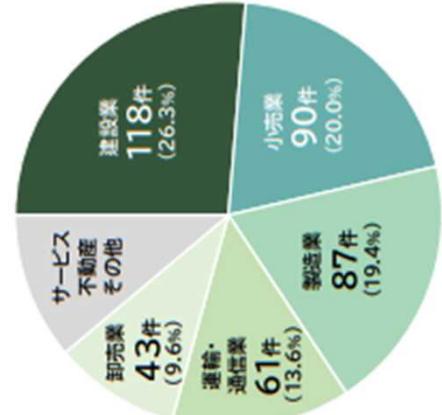
物価高倒産は449件判明2年連続で400件超え

「物価高倒産」は、449件（前年同期484件、7.2%減）判明した。上半期としては5年ぶりに前年同期を下回つたものの、2年連続で400件を超えた。業種別では、「建設業」（118件）が最も多く、「小売業」（90件）、「製造業」（87件）が続いた。原材料や燃料費高騰などの要因を受けた一方、人件費などの上昇に耐え切れず倒産したケースも目立つた。

「物価高倒産」件数推移

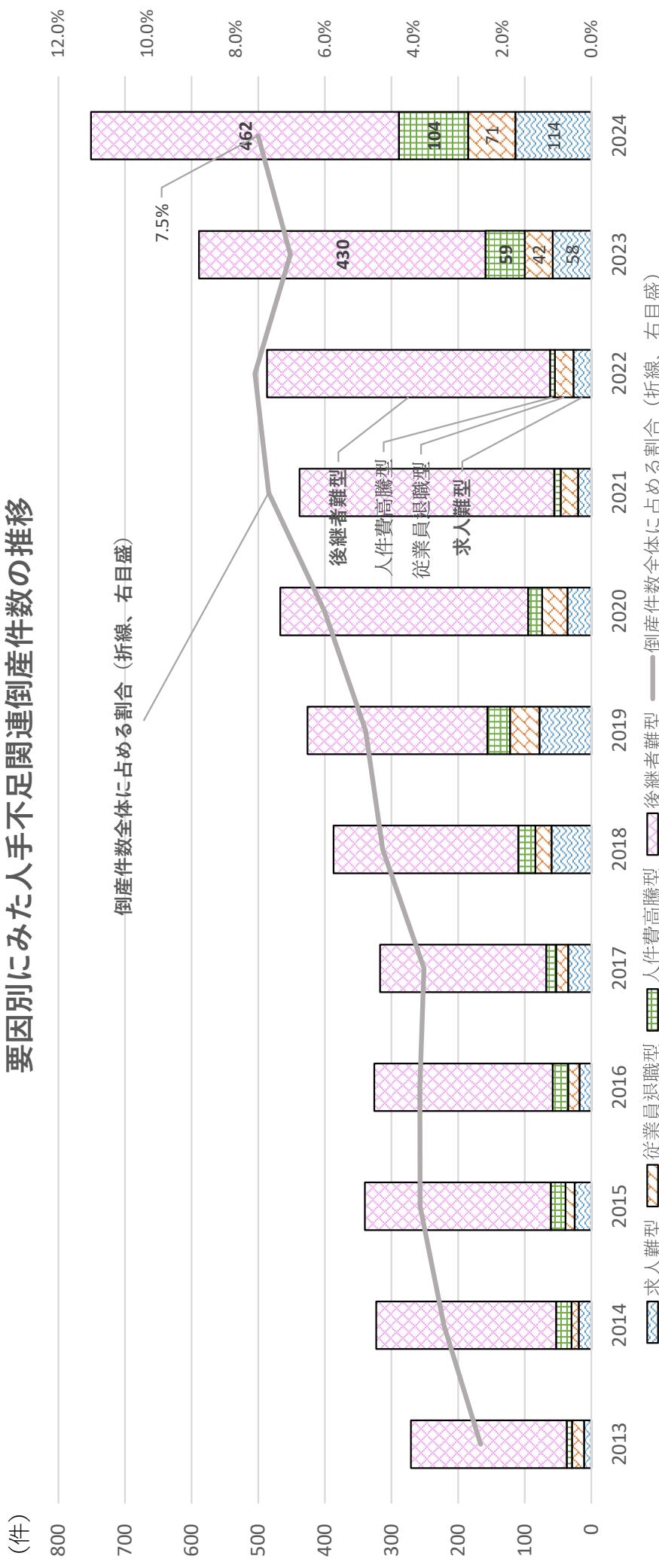


業種別 内訳（2025年上半年）



# 要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産件数の推移をみると、近年は増加傾向しており、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合も上昇している。また、人手不足の要因は、「後継者難型」が最も多い。



資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」とともに厚生労働省労働基準局にて作成  
(注) 負債額1,000万円以上を集計したもの。

# 2024年度全国加重平均51円引き上げ後の状況

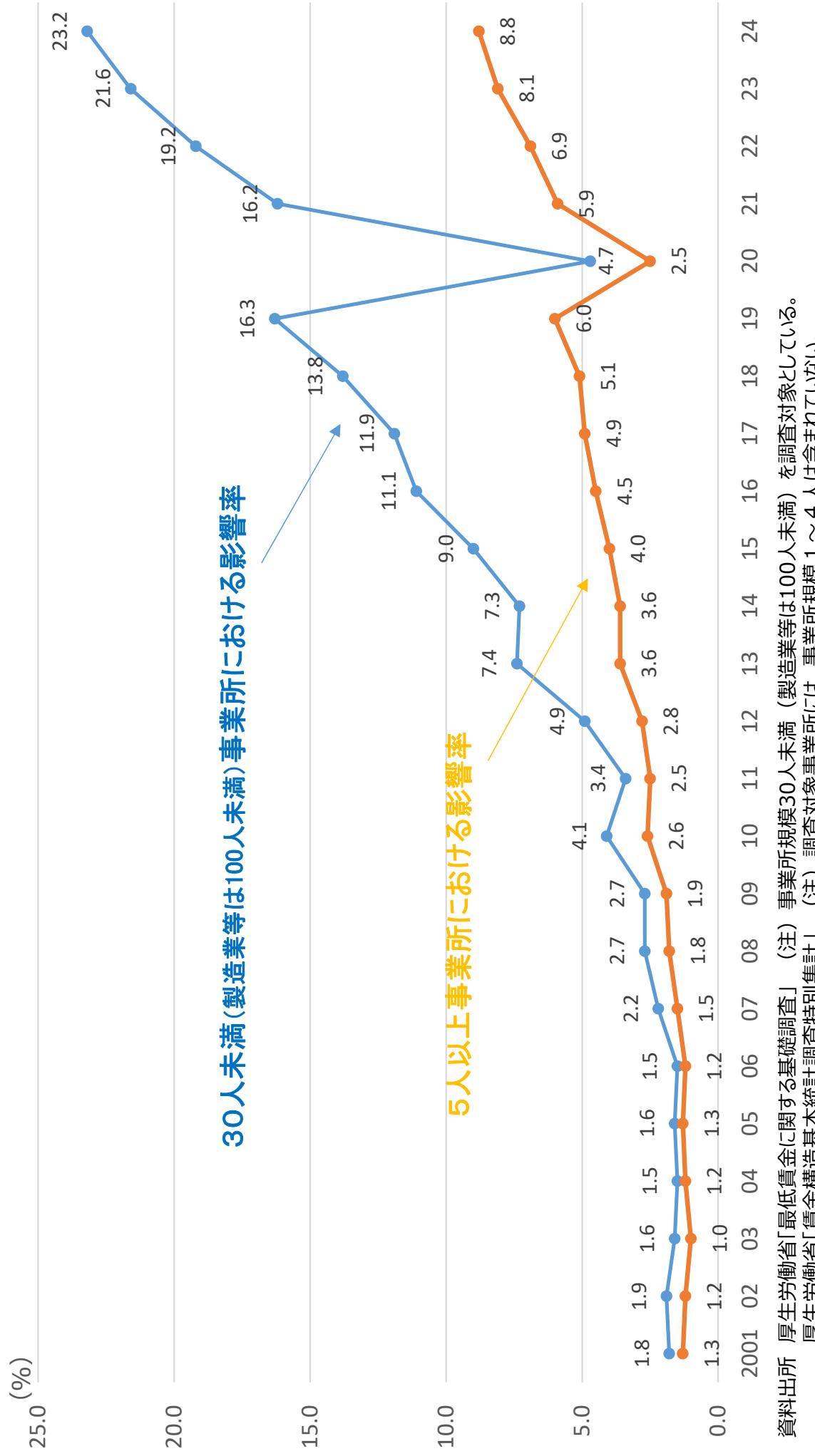
ひと、くらし、みんなのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

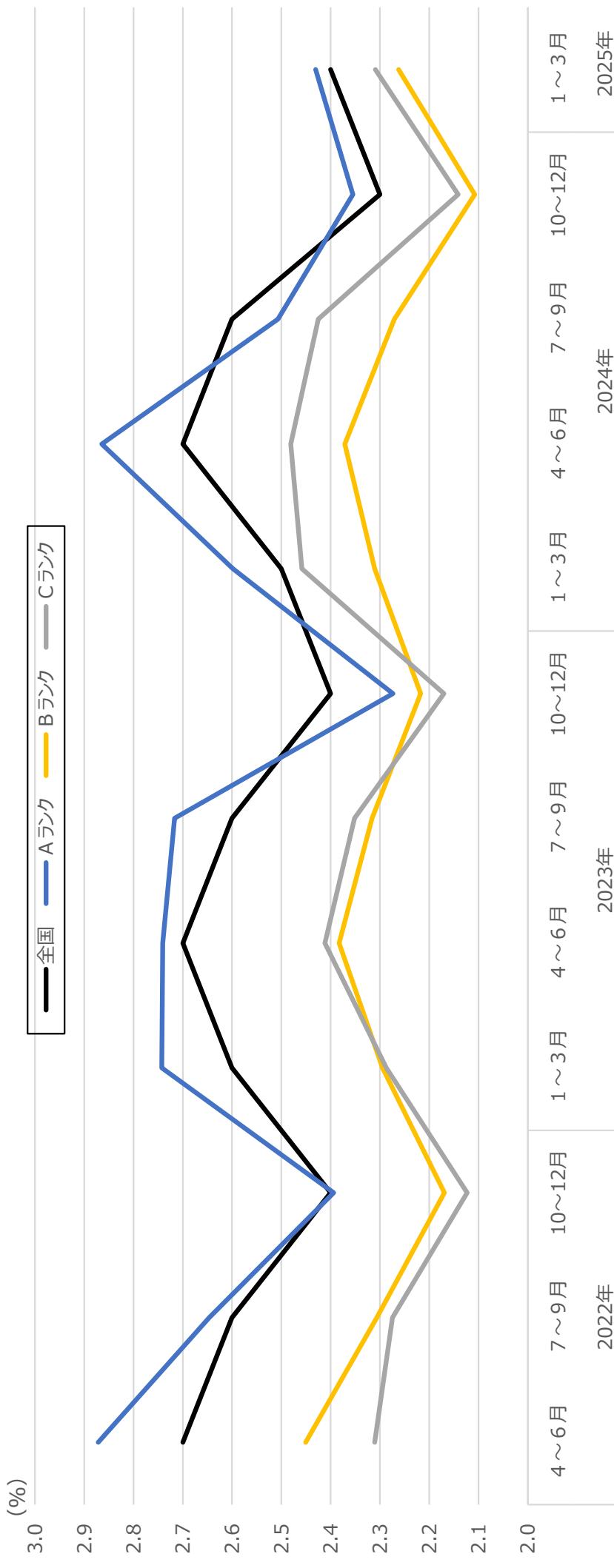
## 最低賃金の影響率の推移

- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



# 完全失業率

○ 完全失業率は、いざれのランクも前年と同様の動きである。



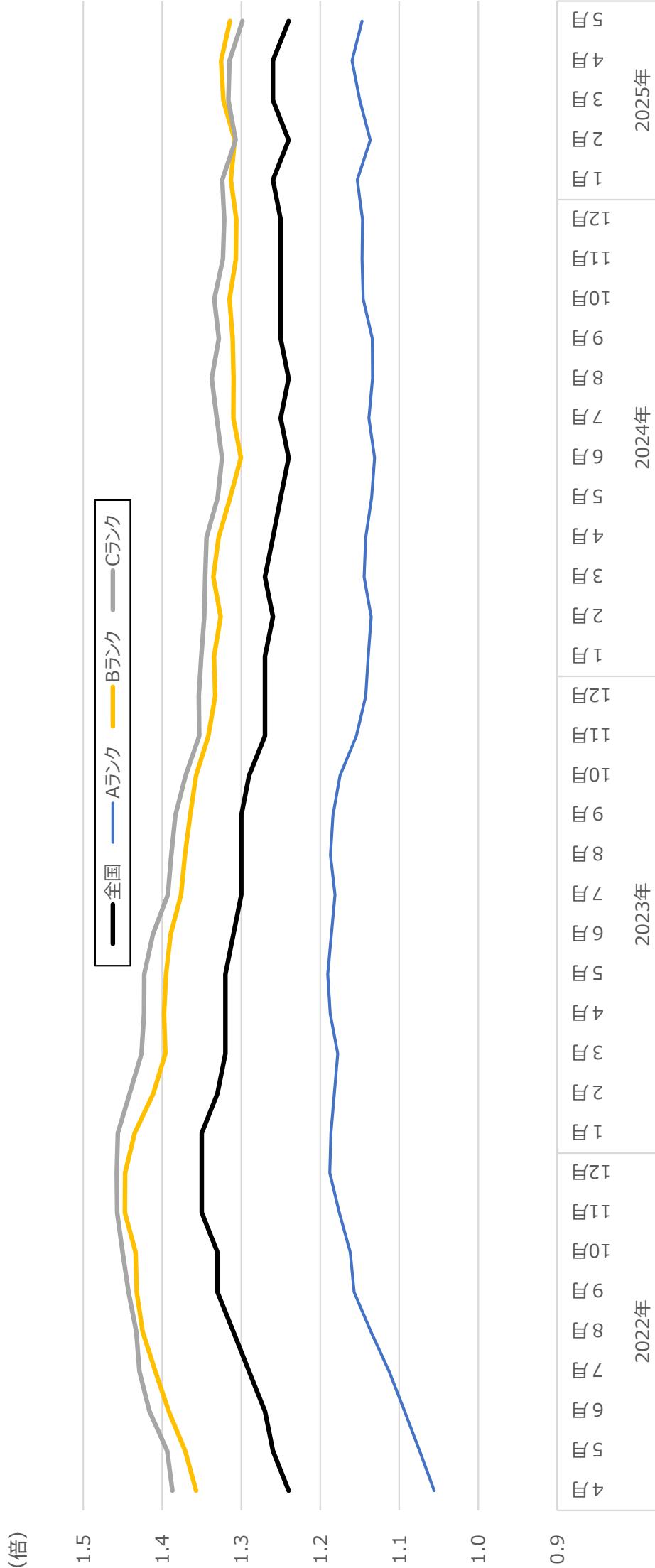
(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。  
2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

## 有效求人倍率（季節調整整值）

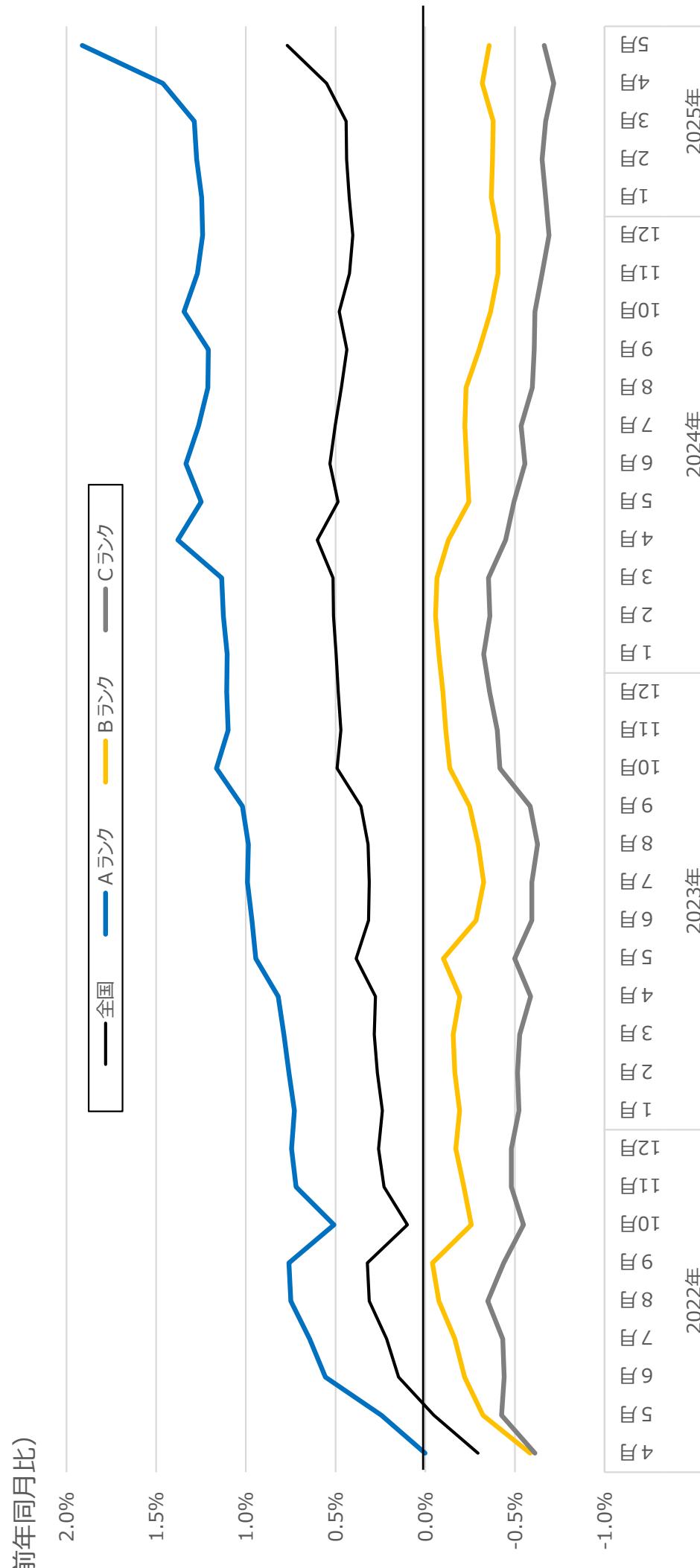
○ 有効求人倍率は、いざれのランクも直近は横ばいである。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。  
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。  
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。  
3. 各都道府県のランクは、現時点のランキングにそろえている。

## 雇用保険 被保険者数（前年同月比）

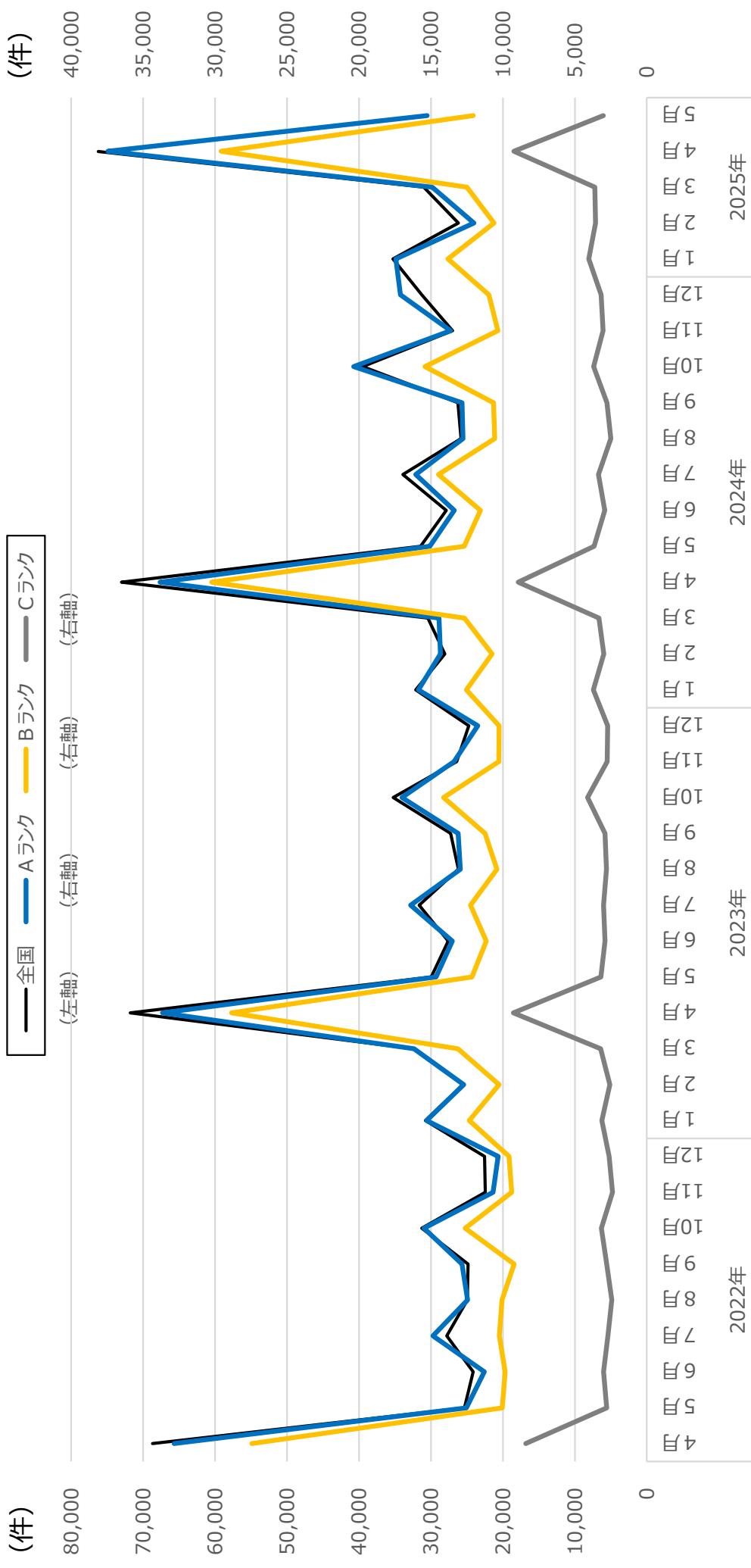
- 雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、B・Cランクでは減少傾向にある。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

# （原數值） 喪失者數字合資都主業事險用雇

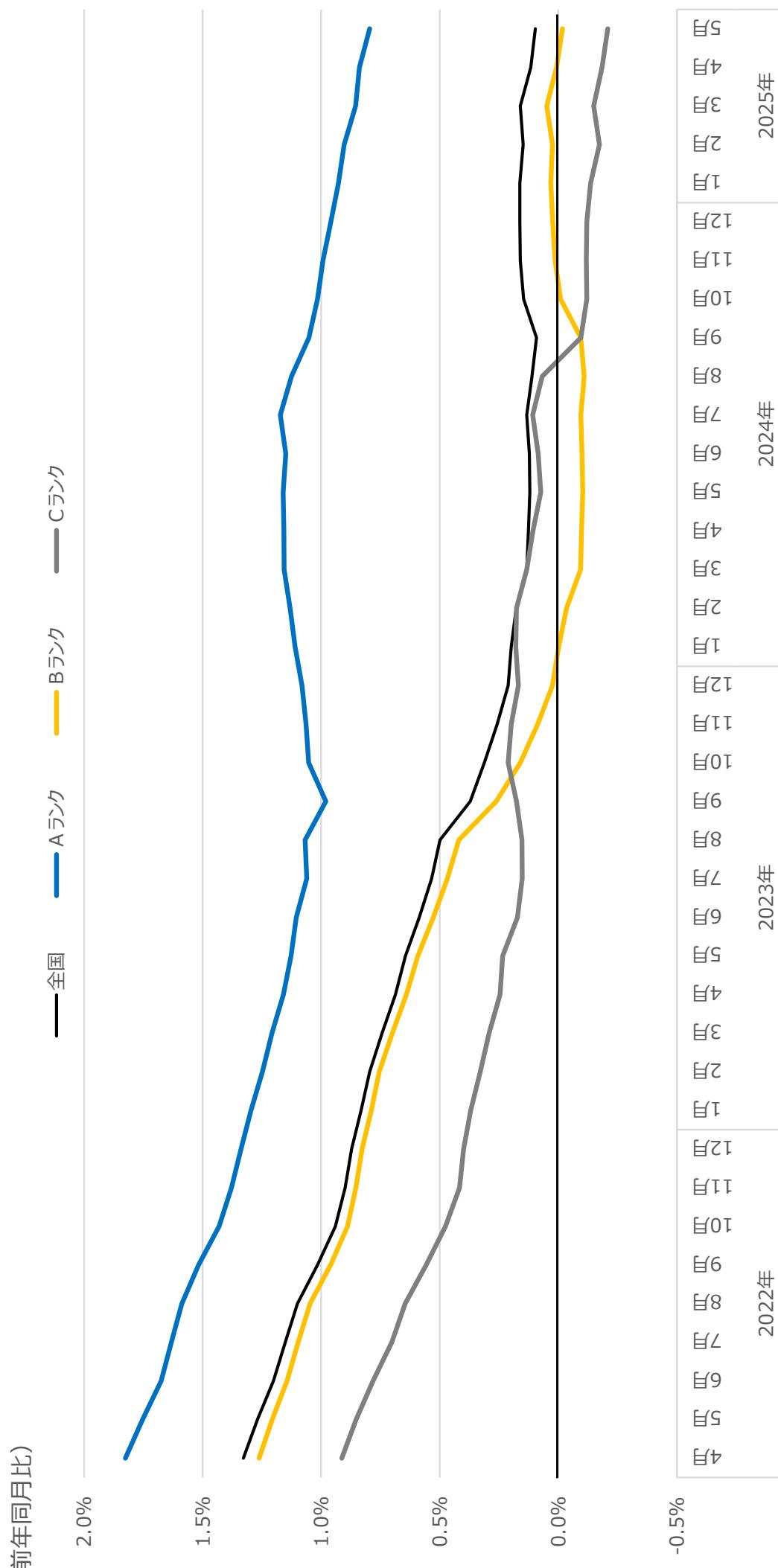
○事業主都合による雇用保険資格喪失者はいづれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」  
都道府県労働局別適用状況  
資格喪失者数うち事業主都合

## 雇用保険適用事業所数（前年同月比）

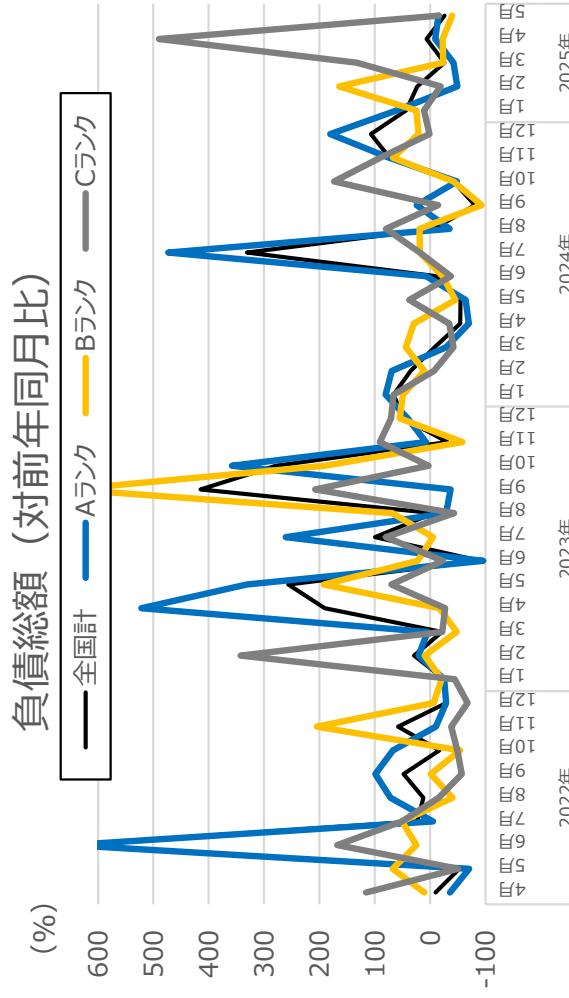
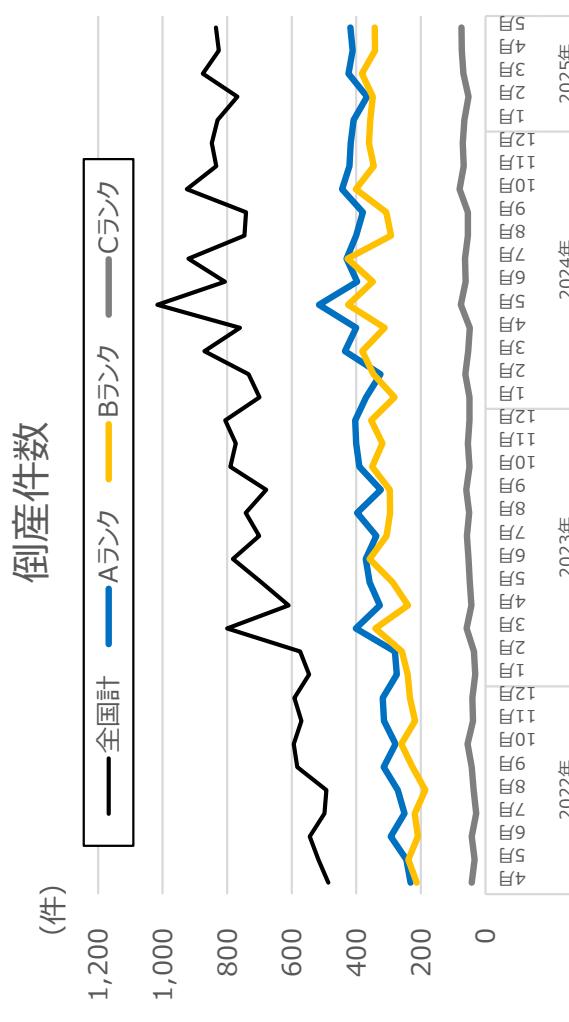
- 適用事業所数の増加率(は縮小)の傾向にあつたが、2024年以降(は横ばい)の傾向にある。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」  
都道府県労働局別適用状況

## 倒産に関する状況

- 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



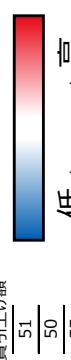
※以下の値は600%を超える。  
2022年4月 全国計:1,669%、Aランク:4,445%、Bランク:1,911%

出所：帝国データバンク「全国企業倒産集計」

※倒産件数は、会社更生法等による法的整理を申請した負債額1,000万円以上の法人及び個人経営が対象。

# 完全失業率

	2022年						2023年						2024年						2025年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月
全国	2.7	2.7	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.7	2.6	2.7	2.6	2.7	2.6	2.3	2.6	2.4	2.3	2.4	2.6	2.6	2.6
北海道	3.1	3.7	3.1	2.7	2.6	3.2	2.8	2.7	2.7	2.4	3.0	2.6	3.0	2.6	3.0	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
青森県	3.2	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.7	2.9	2.7	2.4	3.6	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.8	2.5	2.8	2.8	3.3	2.8	2.8	3.3
岩手県	2.2	2.3	2.0	2.3	2.0	2.3	2.1	2.3	2.1	2.1	2.8	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.5	2.1	2.5	2.1	2.1	2.4	2.1	2.4
宮城県	2.8	2.8	3.1	2.9	2.9	2.9	2.9	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.3	3.1	3.3	3.1	3.4	3.1	3.4	3.1	3.1	3.1	3.1	3.0
秋田県	2.5	2.0	2.5	2.1	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	3.2	2.6	2.7	2.7	2.5	2.7	2.5	2.5	3.0	2.5	3.0	2.5	3.0	2.5	3.0
山形県	2.1	1.8	1.8	1.5	1.9	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.9	1.6	1.9	1.6	1.8	1.6	1.8	1.8
福島県	2.3	2.2	2.4	2.3	2.5	2.3	2.4	2.3	2.4	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.4	2.6	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6
茨城県	2.6	2.6	2.4	2.3	2.4	2.4	2.7	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.2	2.1	2.2	2.1	2.1	2.1
枥木県	2.4	2.5	2.5	2.0	2.2	2.6	2.5	2.5	2.2	2.1	2.1	2.1	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	1.9	1.9	1.9	1.9	2.1	2.1	2.1
群馬県	2.2	1.9	1.8	1.7	2.0	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	2.1	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8
埼玉県	2.9	2.8	2.6	2.4	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6
千葉県	2.5	2.6	2.5	2.4	2.4	2.6	2.6	2.6	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.6	2.5	2.5	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2
東京都	2.8	2.8	2.5	2.4	2.4	2.6	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5
神奈川県	2.9	3.0	2.9	2.5	2.9	2.9	3.2	3.0	2.4	2.4	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
新潟県	2.6	2.2	2.0	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	1.9	2.0	2.3	2.0	2.3	2.0	2.3	2.2	2.2	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
富山県	2.1	1.9	1.6	1.4	2.0	1.9	1.9	1.6	1.6	1.6	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.8	1.8
石川県	2.3	2.1	1.9	1.9	2.1	2.1	2.1	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8
福井県	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
山梨県	1.8	1.8	1.6	2.0	1.6	2.0	1.6	2.2	2.2	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
長野県	2.3	2.1	1.7	1.8	2.1	2.1	1.8	2.1	1.8	1.9	1.9	2.0	1.9	2.0	1.9	1.9	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8
岐阜県	1.5	2.0	1.8	1.6	1.8	1.8	1.8	2.0	2.0	1.7	1.6	1.6	1.9	1.9	1.9	1.9	2.2	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
静岡県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.3	2.3	2.3	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.4	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0	2.3	2.3
愛知県	1.9	2.4	2.0	1.8	2.0	2.1	2.1	2.0	2.0	1.7	2.0	1.7	2.0	1.7	2.0	2.0	2.4	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0
三重県	1.8	2.0	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.7	1.8	1.7	1.8	1.7	1.8	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
滋賀県	2.4	2.2	2.2	2.3	2.2	2.2	2.3	2.2	2.1	2.4	2.3	2.3	2.4	2.3	2.4	2.3	2.4	2.1	2.1	2.4	2.1	2.1	2.2	2.2
京都府	2.8	2.6	2.2	2.2	2.6	2.6	2.4	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
大阪府	2.9	3.6	3.3	2.8	3.7	3.0	3.4	3.0	3.4	2.6	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2
兵庫県	2.6	2.8	2.5	2.4	2.6	2.6	2.7	2.6	2.6	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
奈良県	2.4	2.3	2.1	2.2	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5	2.4	2.3	2.3	2.4	2.3	2.4	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3
和歌県	2.6	1.9	2.1	2.3	1.7	1.7	1.9	2.1	2.1	2.7	2.1	2.1	2.4	2.1	2.4	2.1	2.1	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
鳥取県	2.3	2.0	1.3	1.6	2.1	2.1	2.7	1.4	1.8	2.2	2.2	2.2	2.4	2.2	2.4	2.2	2.4	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
島根県	1.1	0.8	1.6	1.6	1.7	1.7	1.4	2.0	1.2	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.4	1.5	1.4	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7
岡山県	2.7	2.5	2.3	2.1	2.2	2.2	2.6	2.3	2.1	2.3	2.1	2.1	2.5	2.1	2.5	2.1	2.5	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
広島県	2.3	2.2	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
山口県	1.6	1.9	1.7	1.6	1.4	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
徳島県	2.8	2.2	2.2	1.7	2.0	1.7	1.7	1.9	1.7	1.1	2.0	1.1	2.0	1.1	2.0	1.1	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
香川県	2.1	2.2	2.0	1.9	2.0	1.9	2.2	2.0	2.1	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
愛媛県	2.2	1.9	2.0	2.3	2.0	2.3	2.0	2.3	2.0	2.3	2.0	2.3	2.0	2.3	2.0	2.3	2.0	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
高知県	2.3	2.2	1.4	2.0	2.0	2.0	2.3	2.0	1.4	2.0	1.8	2.0	1.8	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
福岡県	2.9	2.9	2.9	2.6	2.6	2.6	2.6	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.7	2.7
佐賀県	1.4	1.8	1.3	1.5	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
長崎県	2.1	2.2	1.7	1.8	1.8	1.8	2.1	2.1	1.7	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
熊本県	2.7	2.6	2.5	2.0	2.4	2.4	2.7	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
大分県	2.0	2.0	1.8	1.9	1.9	1.9	2.4	2.4	2.1	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
宮崎県	2.4	2.4	2.7	2.2	1.9	2.9	2.2	1.9	2.9	1.8	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
鹿児島県	1.8	2.5	2.4	2.4	1.7	2.4	2.4	2.4	2.2	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
沖縄県	3.9	2.7	3.6	3.1	3.4	3.4	3.5	3.5	2.9	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9



出所：総務省「労働力調査」都道府県別完全失業率（モデル推計値）

## 有効求人倍率（季節調整値）

出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

(パートタイムを含む一般)

40

低 →

# 雇用保険 被保険者数 (前年同月比)

	2024年												2025年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全国	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%
北海道	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%
岩手県	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%
宮城県	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
秋田県	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%
山形県	-0.7%	-0.8%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%
福島県	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-1.4%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%
茨城県	0.4%	0.5%	0.5%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
栃木県	0.8%	0.9%	0.8%	0.3%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
群馬県	1.0%	1.0%	1.1%	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
埼玉県	-0.2%	-0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
千葉県	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
東京都	1.4%	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.6%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%
神奈川県	0.4%	0.6%	0.7%	1.1%	1.2%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%
新潟県	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%
富山県	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-1.1%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%
石川県	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%
福井県	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%
山梨県	0.8%	0.7%	0.6%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
長野県	0.3%	0.3%	0.1%	0.6%	0.5%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
岐阜県	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
静岡県	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
愛知県	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
三重県	0.4%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
滋賀県	0.2%	0.3%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
京都府	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
大阪府	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.9%	1.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
兵庫県	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%
奈良県	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-1.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%
和歌県	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%
鳥取県	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%
島根県	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%
岡山県	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%
広島県	-0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.3%	0.5%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
愛媛県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%
高知県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%
福岡県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
佐賀県	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
長崎県	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%
熊本県	0.2%	0.4%	0.3%	0.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
大分県	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%
宮崎県	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
鹿児島県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.8%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%
沖縄県	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」

都道府県別雇用状況 月末被保険者数に基づく集計

低 → 高

## （前年同月比）

## 合都主事業うち喪失者數

都道府県労働局別適用状況

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」

# 比月同年同期業事適用保險保用雇

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」

## 都道府県労働局別適用状況 月表被保険者数を基に集計

# 中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

ひと、くらし、みんなのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 中小企業の生産性向上等に係る支援策

|2025年度当初予算額 (2024年度当初予算額) | <2024年度補正予算額>

## 賃金引き上げに関する支援

### 業務改善助成金 | 15億円(8.2億円) | <297億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

### キャリアアップ助成金 | 1,025億円(1,106億円) |

非正規雇用労働者の正社員転換、待遇改善を実施した事業主に対し助成。

### 人材確保等支援助成金 | 2.0億円(2.9億円) |

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成。

### 人材開発支援助成金等による支援 | 545億円(629億円) |

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせたための職業訓練等を計画に沿つて実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

### 働き方改革推進支援助成金 | 92.3億円(71.0億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

## 相談窓口

### 働き方改革推進支援事業 | 30.1億円(31.4億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

### よろず支援拠点等の支援体制の充実

### 134億円の内数(35.0億円の内数) | <112億円の内数>

各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

## 生産性向上に関する支援

### 中小企業省力化投資補助事業 | <3,000億円 | ※既存基金を活用>

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡単に即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

### 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.00億円 | <10.00億円>

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県等が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

### 中小企業生産性革命推進事業 | <2,000億円>

(独)中小企業基盤整備機構が、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎ等を継続的に支援。

### ① 中小企業成長加速化補助金 | (補助上限額 : 5億円、補助率 : 1/2)

…貢上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援

### ② ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)

(補助額 : 100万～4,000万円、補助率 : 1/2～2/3)  
…革新的な新製品・新サービス開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築を支援

### ③ 小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)

(補助上限額 : 原則50万円、補助率 : 2/3等)  
…小規模事業者が経営計画を作成して、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組む販路開拓の取組等を支援

### ④ サービス等生産性向上IT導入補助金 (IT導入補助金)

(補助額 : 5万～450万円、補助率 : 1/2～4/5)  
…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援

### ⑤ 事業承継・M&A支援事業 (事業承継・M&A補助金)

(補助額 : 150万～2,000万円、補助率 : 1/3～2/3)  
…事業承継前の設備投資等にかかる費用やM&A時の専門家費用にかかる費用、承継時に伴う事業にかかる費用を支援

### 新事業進出補助金 | <1,500億円 | ※既存基金を活用>

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。

# 2025年度予算における「賃上げ」支援助成金バッケージ

事業主の皆さまへ

## 賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

### 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。  
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の賃金引き上げは対象となりません。

**活用例** 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資費にかかる費用に対し最大100万円が助成されます。

#### 適用のポイント 賃上げ+設備投資

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30~130万円
45円コース	45~180万円
60円コース	60~300万円
90円コース	90~600万円

#### キャリアアップ助成金(賃金規定等改正コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。  
パートトマイル労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

**活用例** 中小企業が賃金規定等を3%以上増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、6.5万円が支給されます。

#### 適用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額、1年度事業所あたりの支給額上限人頭数は100人。

### 働き方改革推進支援助助成金

労働時間削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

**活用例** 建設業の事業場が設備投資等を実施して、3.6協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかる費用に対し最大25~550万円が助成されます。

#### 労働時間削減等の取組

コース区分	助成上限額
業種別課題対応コース(※1)	550万円
労働時間削減・年次有給休暇支援助コース	200万円
勤務時間インター・パル導入コース	120万円

### 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

**活用例** 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材開発支援コース(人材育成訓練)の場合は、訓練受講者に実費(賃金等)を支払い(3%以上賃金を上乗させた場合、※2 5%以上の賃上げ又は賃格等手当を超過する場合は、訓練受講料等に規定し、訓練受講料等を支給する場合)

#### 区分(※) 賃上げした場合の助成率・額

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃助成額	労働者1人、賃額あたり 500円~1000円
②経費助成率	訓練経費の4.5%~100% ※訓練受講人に係る助成の場合、 2.4万円~3.6万円
③OJT実施助成額	1人コースあたり 12万円~25万円

※訓練コース・メニューによっては、上記区分①~③のいずれが支給される場合があります(①~③金で支給される場合は①~③のどちらとなる場合もあります)。

#### 人材確保等支援助成金(雇用環境整備助成コース)

人材確保のために、職業訓練施設を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請上のOFF-JITによる訓練等が対象

・中小企業・大企業どちらも利用可能  
・助成額は、訓練内容、企業規模により決定

#### 区分(※) 運用のポイント

区分	運用のポイント	助成額(※1・2)	雇用管理改善の取り組み
①賃金規定制度	職業訓練施設等の賃金規定制度、請手当等制度、人事評価制度	50万円 (40万円)	・職業訓練施設等の賃金規定制度又は從業員の作業負担を経減する機器の導入による効率化制度、健康づくり制度の導入による効率化制度、職場活性化制度、健康づくり制度の導入による効率化制度
②請手当等制度			
③人事評価制度			
④職場活性化制度			
⑤健康づくり制度			
⑥介業負担を経減する機器等		25万円 (20万円)	・原則、中小企業・大企業どちらも利用可能 ・助成額は、雇用環境整備助成金の助成額を加算
⑦扶助金		導入額の62.5% (50%)	(※1)扶助金の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。 (※2)①~⑤を複数受いた場合の上乗額は187.5万円(150万円)。 ※扶助金を支給した場合の上乗額は180万円(80万円)。

#### より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

・ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就労氷河期世代を含む中高年齢など(就職困難者等)を対象として雇用する事業主に助成(30万円~240万円)

・これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ実績を算出し、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成額を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援等大コース)

・雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上上乗した場合に助成します。

・中途採用拡大コース:中途採用者の雇用率を一時以上拡大させ、かつ当該4.5歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上上乗した場合に助成します。

#### 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

・在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

厚生労働省HP  
(R7.4)  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/bunya/package/00007.html>



## 中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2024年度 応募・申請数(件) ※一部暫定値	2024年度 実績(件) ※一部暫定値	2024年度 執行額(億円) ※一部暫定値
中小企業省力化投資補助事業	2,235	—	—
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	6,406	2,255	—
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	23,321	10,591	—
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	71,767	50,175	—
事業承継・M&A支援事業（事業承継・M&A補助金）	2,107	1,285	—
中小企業等事業再構築促進事業	7,664	2,031	—
業務改善助成金	21,783	17,616	233.5
キャリアアップ助成金	97,292	72,826	535.5
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、雇用管理制度・雇用環境整備助成コース(R7より受付再開)、テレワークコース	64	42	0.7
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、事業展開等リスクキング支援コース	82,268	50,487	315.5
働き方改革推進支援助成金	5,425	4,283	67.9

## 業務改善助成金の執行状況

(億円)

当初予算額	前年度から の繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度へ の繰越額 ④	予算現額 ⑤= ①+②+③-④	執行額 ⑥	執行件数 (件)	
						執行率 (%) ⑥/⑤	( )
2024年度	6.2 (8.2)	94.0 (101.9)	291.2 (297.4)	133.5 (139.3)	257.9 (268.7)	233.5	90.5
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.0 (101.9)	178.2 (185.4)	151.6	85.0
2022年度	9.4 (11.9)	120.7 (125.7)	95.0 (100.0)	92.6 (97.6)	132.5 (140.0)	45.8	34.6
							5,672
							13,603
							18,601

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみの予算を記載。  
 ( ) 内の数値は、事業費を含めた金額。  
 ※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

# 業務改善助成金の執行状況（都道府県別執行件数）

	2022年度	2023年度	2024年度	2022年度		2023年度		2024年度		(件)															
				滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
北海道	201	645	953																						273
青森	62	169	248																						462
岩手	124	254	240																						1,363
宮城	59	196	241																						919
秋田	55	95	144																						252
山形	74	147	219																						233
福島	84	255	346																						192
茨城	101	217	302																						163
栃木	104	205	351																						201
群馬	76	187	230																						429
埼玉	105	359	432																						301
千葉	121	242	356																						333
東京	440	699	1,007																						323
神奈川	274	437	591																						302
新潟	86	326	381																						172
富山	58	158	206																						863
石川	78	189	257																						210
福井	91	254	342																						255
山梨	33	128	111																						298
長野	106	248	339																						299
岐阜	101	312	439																						169
静岡	181	324	730																						163
愛知	361	1,090	1,315																						354
三重	72	249	292																						18,601
																									13,603
																									5,672
																									18,601

# 賃上げを後押しさせる予算措置【2024年度補正予算】

- ・ 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を設けている。
- ・ 事業承継・M&A補助金（事業承継促進枠・PMI促進枠）については、現在公募なし。

## ＜中小企業省力化投資補助金＞【既存基金を活用 3,000億円】

**口事業概要**：人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

口補助率：1/3～2/3

口補助上限：最大8000万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで **上限額を最大1億円に引き上げ**

## ＜事業承継・M&A補助金＞【生産性革命推進事業 2024年度補正 3,400億円の内数】

事業概要	事業承継促進枠	PMI推進枠
事業概要	承継前の設備投資等に係る費用を補助	M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資を補助
補助率	1/2～2/3	PMI 専門家活用類型：1/2 事業統合投資類型：1/2～2/3
補助上限	最大800万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで <b>上限額を最大1,000万円に引き上げ</b>	PMI 専門家活用類型：最大：150万円 事業統合投資類型：最大800万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで <b>上限額を最大1,000万円に引き上げ</b>
加点措置	事業場内最低賃金+30円の場合実施予定	事業場内最低賃金+30円の場合実施予定

# 中小企業省力化投資補助事業

## 3,000億円 (中小企業等事業再構築促進基金を活用 2024年に再編)

### 事業の内容

#### 事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため(に)、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

#### 事業概要

##### (1) カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、チームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようになります。

##### (2) 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

### 事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

補助 (基金)	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	補助 (1/2)	中小 企業等
※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム			
事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)			
枠・類型	補助上限額	※カッコ内は大幅値上げを行う場合	補助率
カタログ 注文型	5人以下 6~20人 21人以上	200万円 (300万円) 500万円 (750万円) 1000万円 (1500万円)	1/2
一般型	5人以下 6~20人 21~50人 51~100人 101人以上	750万円 (1,000万円) 1,500万円 (2,000万円) 3,000万円 (4,000万円) 5,000万円 (6,500万円) 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは 1/2もしくは2/3、1,500万円 を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ (小規 模・再生事業者は除く。)

### 導入支援イメージ

#### カタログ注文型

- 自動券売機
- 無人搬送車



#### 一般型

- カスタマイズ機器
- ソフト+ハード



# 2024年度補正予算 事業承継・M&A補助金の概要

- 早期の事業承継を促すため、事業承継促進枠により5年以内に事業承継する事業者の設備投資の設備投資を支援。
- M&Aにおいて成立後のトラブル防止のため、専門家活用枠におけるデューディリジエンス実施の際の費用を補助額に加算。
- また、100億企業要件を満たす場合、専門家活用枠の補助上限額を拡大。
- M&Aの統合効果を最大化させるため、PMI専門家費用や事業統合投資を支援する「PMI推進枠」を新設。

要件	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
補助上限	5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受けける者	PMI専門家活用枠型：150万円* <sup>1</sup> 事業統合投資枠型：800～1,000万円* <sup>2</sup> * 1：専門家活用枠と同時申請可能 * 2：一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴つて廃業等を行う者
補助率	800～1,000万円* *一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	600～800万円* <sup>1</sup> 、2,000万円* <sup>2</sup> * 1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 * 2:100億企業要件を満たす場合、補助2,000万円まで補助上限額を拡大	PMI専門家活用枠型：1/2 事業統合投資枠型：1/2・2/3* * 1:100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 * 2:①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合：2/3	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴つて廃業等を行う者
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費 等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費 等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）
昨年からの主な変更点	・経営革新枠から改変 ・5年以内事業承継する事業者が対象	・800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ・100億企業要件を満たす場合(は補助上限額を2,000万円まで引き上げ	・新設	

## ( 1 - 3 ) 賃上げ促進税制の拡充及び延長 ( 所得税・法人税・住民税・事業税 )

経済産業関係 2024年度  
税制改正について(抜粋)

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、構造的・持続的な賃上げを実現することを目指す。

### 改正後【措置期間：3年間】

大企業 ※1	継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)		税額 控除率 ※6		教育 訓練費※7 (前年度比)		両立支援 女性活躍		税額 控除率 ※5		最大 控除率	
	税額 控除率 ※6	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	
	+ 3 %	<b>10%</b>										
	+ 4 %	<b>15%</b>										
	<b>+ 5 %</b>	<b>20%</b>										
	<b>+ 7 %</b>	<b>25%</b>										

### 改正前【措置期間：2年間】

大企業 ※1	継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)		税額 控除率 ※6		教育 訓練費※7 (前年度比)		両立支援 女性活躍		税額 控除率 ※5		最大 控除率	
	税額 控除率 ※6	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	
	+ 3 %	<b>10%</b>										
	+ 4 %	<b>15%</b>										
	<b>+ 5 %</b>	<b>20%</b>										
	<b>+ 7 %</b>	<b>25%</b>										

中堅企業 ※2	継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)		税額 控除率 ※6		教育 訓練費※7 (前年度比)		両立支援 女性活躍		税額 控除率 ※5		最大 控除率	
	税額 控除率 ※6	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	
	+ 3 %	<b>10%</b>										
	+ 4 %	<b>10%</b>										
	<b>+ 5 %</b>	<b>10%</b>										
	<b>+ 7 %</b>	<b>10%</b>										

中堅企業は、賃上げを実施した年度に控除した金額の**5年間の繰越し**が可能※8。

中小企業 ※3	全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)		税額 控除率 ※6		教育 訓練費※7 (前年度比)		両立支援 女性活躍		税額 控除率 ※5		最大 控除率	
	税額 控除率 ※6	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	
	+ 1.5 %	<b>15%</b>										
	+ 2.5 %	<b>30%</b>										
	<b>+ 5 %</b>	<b>30%</b>										
	<b>+ 7 %</b>	<b>30%</b>										

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除した金額の**5年間の繰越し**が可能※8。

※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいづれかに当てはまる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。

※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。

※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。

※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度に税額控除額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額（は法人税額等の20%）。

※7 教育訓練費の上乗せ要件（は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能）。

※8 繰越し税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

# 賃金上昇と物価上昇の関係についての周知（消費者庁）

- 成長と分配の好循環の実現に向けた継続的な賃上げには、コスト上昇分が適切に価格転嫁できる環境の整備が必要です。
- 消費者庁では、賃金上昇が巡り巡ると物価上昇をもたらし得るという共通理解を消費者を含めた社会全体で醸成すべく、消費者の物価に対する理解を促進するための動画コンテンツを作成し、周知を図っています。

## 動画コンテンツ「教えて、探偵さん 物価上昇！どうする？」

「物の値段はどうやって決まる？」「日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！」「物価をウォッチしよう！」などテーマにわかりやすく解説。

### ＜メインストーリー＞

- ✓ 日本は2022年からパン等が値上がりしている
- ✓ 30年位、物価も賃金も横ばい
- ✓ 企業は、原材料費が高騰しても、消費者離れをおそれ値上げせず、賃上げもされず
- ✓ 物価が緩やかに上がりながら、賃金が上がりていくのが望ましい姿
- ✓ 値上がりしても商品を購入して応援する気持ちが大切



### ＜サブストーリー＞

- #1 物の値段はどうやって決まる？**
  - ✓ 物の値段は基本的に「需給バランス」で決まる。物価が下がる/上がる状態を、デフレ/インフレという
- #2 物価が上がらないのは、なぜ良くないの？**
  - ✓ 日本は長い間値上げを避けた結果、90年代の終わり頃から物価も賃金もあり上がりず、外国と差がついてしまった。これがデフレの良くない理由の一つ。
- #3 日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！**
  - ✓ 日本では、海外諸国とは対照的に、この30年、物価も賃金も上がりがない。物価が上がらないデフレの状態が続いているのが原因。
- #4 物価はなんで上がりないの？**
  - ✓ 原材料費が高騰しても、値上げに敏感な消費者が離れるなどをおそれ、価格転嫁ができなかつた。
- #5 物価をウォッチしよう！**
  - ✓ 買い物をするとき、その値段となっている理由や背景を意識して考えてみることが重要。

作成した動画コンテンツは、消費者庁ホームページやYouTubeに掲載し、SNS（X等）を活用した周知・啓発を行っているほか、消費者団体に対し、当該コンテンツのチラシをお送りするなどして、周知を図っています。



動画はこちから

# 「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。  
※日本商工会議所・三村元会頭のイニシアチブの下、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」（2020年5月）において、導入を決定。
- ※宣言の公表は質上げ促進税制（大企業向け）の要件であり、国・地方の補助金の拡充要素にもなっている。

- PS会議では、関係省庁・経済界が一堂に会し、経産省からパートナーシップ宣言企業の取引先（下請企業）に対する調査結果を報告し、今後の課題や対応の方向性を示すとともに、宣言の拡大や取引適正化に向けた経済界や各省庁の姿勢を確認。



## 1. 宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンノバーチョン、IT実装、グリーン化等）
  - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組
- ※①価格決定方法の適正化、②型取引の改善、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、  
⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

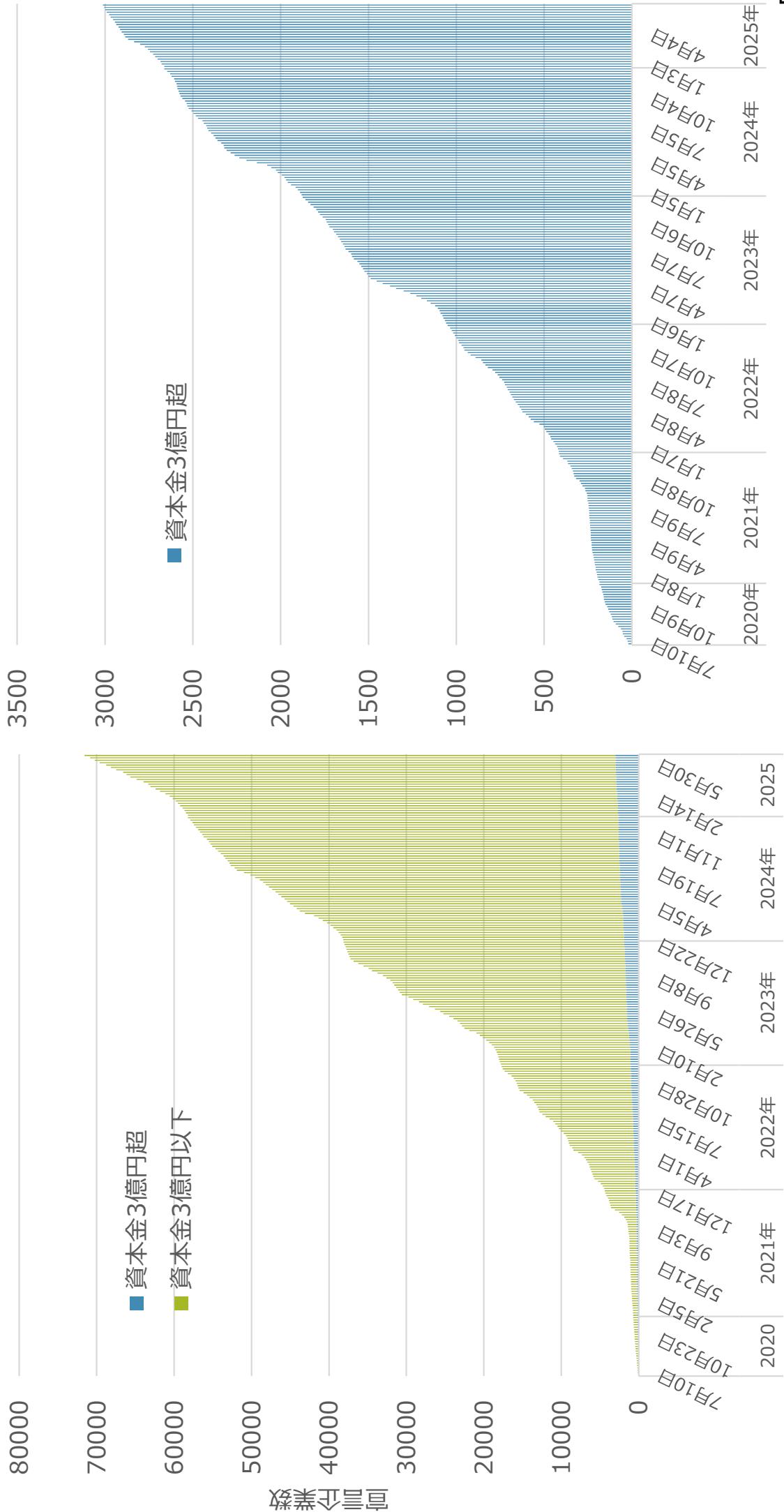
## 2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）

- ✓ **[共同議長]経済産業大臣**、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連会長、日商會頭、連合会長  
※第5回（は2022年2月、第3回（は2020年11月、第4回（は2022年10月11日、  
第5回（は2023年12月21日、第6回（は2025年2月21日に開催。
- ✓ 第1回（は2020年5月、第2回（は2020年5月、第3回（は2022年2月、第4回（は2022年10月11日、  
第5回（は2023年12月21日、第6回（は2025年2月21日に開催。

# パートナー・シップ構築宣言の宣言数

- 2025年6月27日時点で71,560社が宣言 (うち、資本金3億円超の大企業は3,012社)

## ■宣言数の推移



# 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

## 背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者との対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講じるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

## 1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

### 規制内容の追加

#### （1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

#### （2）手形等の禁止

- 対象取引において、手形を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。

※手形の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

#### （3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

#### （4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

## 2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

### （1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

#### （2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
- ②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

### （3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換などを密接な連携に努める旨を規定。

#### （4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的な措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

## 3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 2026年1月1日（一部の規定を除く）

# 地方版政労使会議での「労務費の指針」の広報状況

## 「地方版政労使会議」での周知（2025年）

- 「地方版政労使会議」の機会を活用し、都道府県労働局からの依頼に応じ、44の都道府県において公正取引委員会から「労務費転嫁指針」を説明。※の滋賀県、兵庫県、山口県は資料対応

	都道府県名	開催日 (2025年)	都道府県名	開催日 (2025年)	都道府県名	開催日 (2025年)
01	北海道	1/22	16	富山	2/3	31
02	青森	1/23	17	石川	2/6	32
03	岩手	2/10	18	福井	1/17	33
04	宮城	2/6	19	山梨	2/6	34
05	秋田	1/30	20	長野	2/17	35
06	山形	2/14	21	岐阜	12/23 (2024)	36
07	福島	2/4	22	静岡	2/3	37
08	茨城	1/30	23	愛知	2/6	38
09	栃木	3/7	24	三重	1/29	39
10	群馬	3/27	25	京都	3/18	40
11	埼玉	2/6	26	大阪	2/17	41
12	千葉	1/17	27	奈良	2/26	42
13	東京	1/29	28	和歌山	2/14	43
14	神奈川	1/20	29	鳥取	1/24	44
15	新潟	2/14	30	島根	2/12	

## (参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針の性格	本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。	他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行つている場合、通常は独占禁止法上の問題が生じない旨を明記。

### 発注者として探るべき行動／求められる行動

#### ★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

#### ★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

#### ★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

#### ★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

#### ★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

## (参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

### 受注者として採るべき行動／求められる行動

#### ★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方にについて、国・地方公団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

### 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

#### ★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

#### ★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

#### ★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣習に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

#### ★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。



(一部抜粋)

# 価格交渉促進期間（2025年3月） フォローアップ調査結果

2025年6月20日  
中小企業庁

# 2025年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- ・ 原材料費や工ネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年3月で8回目。
- ・ 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁の実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

## ①アンケート調査

### ○調査の内容

中小企業等に、2024年10月～2025年3月末までの期間における、発注企業（最大3社分）との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種（は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引）が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

### ○配布先の企業数

### ○調査期間

2025年4月21日～5月30日

### ○回答企業数

65,725社（回答から抽出される発注企業数（は延べ76,894社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,778社

※参考：2024年9月調査：51,282社（延べ54,430社）

2024年3月調査：46,461社（延べ67,390社）

○回収率 21.9%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2024年9月調査：17.1%、2024年3月調査：15.5%

## ②下請Gメンによるヒアリング調査

### ○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くアリィングを実施。

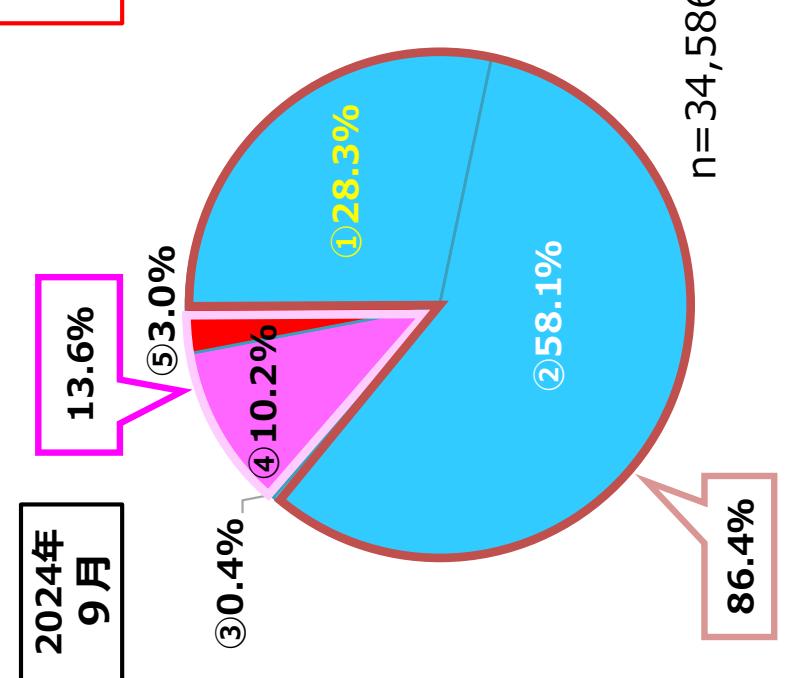
## 価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- ・ 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合 (①) は、前回から約 3 ポイント増の31.5%。
  - ・ 「価格交渉が行われた」割合 (①②) も前回から約 3 ポイント増の89.2%。
  - ・ 「価格交渉が行われなかつた」割合 (③④⑤) は減少 (前回13.6%→10.8%) 。

➢ 発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかつた者が約 1 割。引き続き、協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

## 直近6か月間における価格交渉の状況



## (参考)「価格交渉不要」の回答

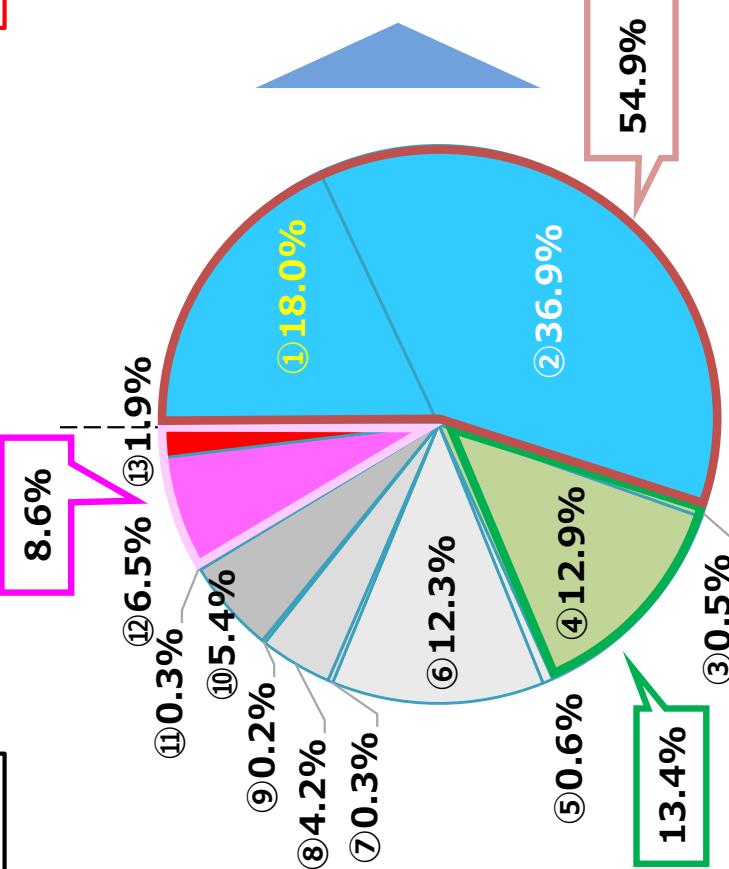
## 「価格交渉不要」の回答

## 回答の分布

- 「発注企業から交渉の申し込みがあり、価格交渉が行われた」割合(は、**2割超** (前回18.0%→22.7%) )。
- 発注企業との**価格交渉が行われた割合**(は、**6割超** (前回54.9%→64.2%) )。
- 一方で、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかつた」割合(は減少 (前回8.6%→7.5%) )。

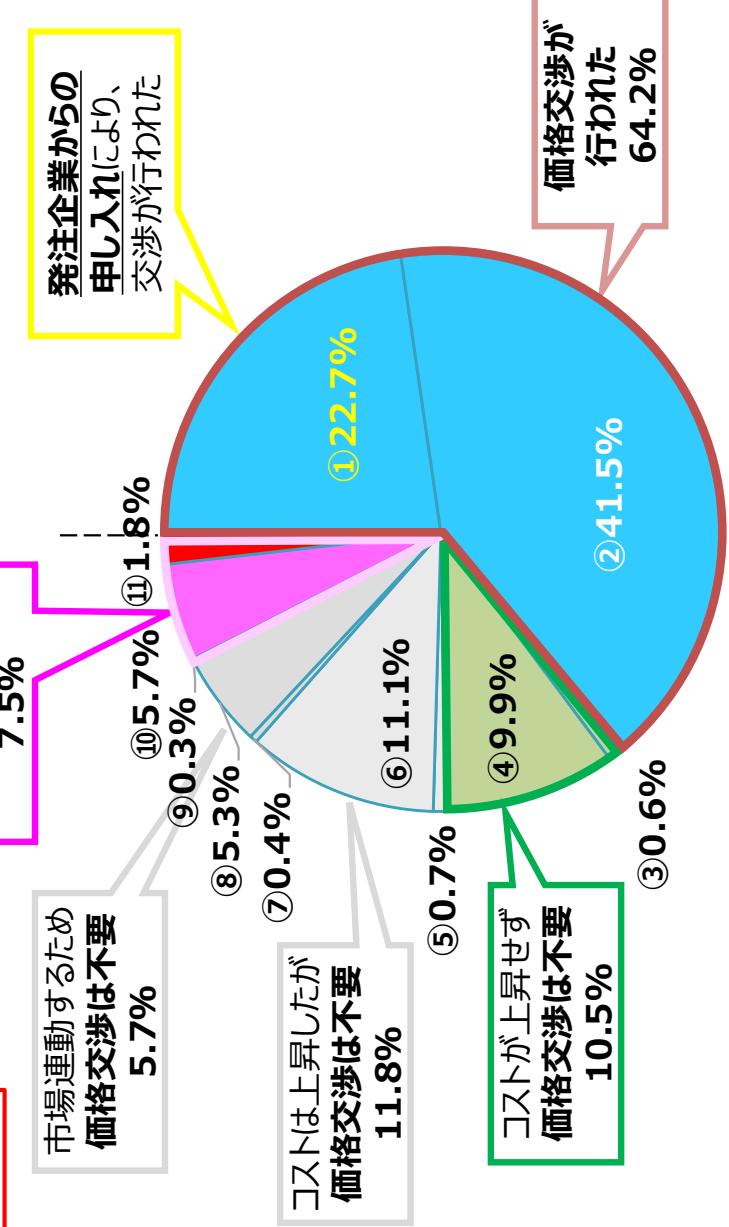
### 直近6か月間における価格交渉の状況

9月



n=54,430

3月



n=76,894

※①～⑬の凡例 (アンケート回答項目) は次ページ参照。

※①～⑪の凡例 (アンケート回答項目) は次ページ参照。

# (参考) 価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

## 直近6か月間における価格交渉の状況

9月

n= 54,430

3月

n=76,894

① 発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	18.0%	① 発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。 ② 受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。 ③ コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、 発注企業からの申し入れを辞退した。	22.7%
② 受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	36.9%	② 受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。 ③ 発注企業から、発注企業から申し入れはなかつたが、 コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、 発注企業からの申し入れを辞退した。	41.5%
③ 発注企業からの申し入れを辞退した。	0.5%	③ 発注企業から、発注企業から申し入れはなかつたが、 コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、 発注企業からの申し入れを辞退した。	0.6%
④ コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかつたが、 価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかつた。	12.9%	④ コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかつたが、 価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかつた。	9.9%
⑤ コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、 発注企業からの申し入れを辞退した。	0.6%	⑤ コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、 発注企業からの申し入れを辞退した。	0.7%
⑥ コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかつたが、 価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかつた。	12.3%	⑥ コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかつたが、 価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかつた。	11.1%
⑦ 支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、 価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	⑦ 支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、 価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.4%
⑧ 支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、 価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかつた。	4.2%	⑧ 支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、 価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかつた。	5.3%
⑨ 入札方式により価格を決定しているため、 価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.2%	⑨ 入札方式により価格を決定しているため、 価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかつた。	—
⑩ 価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかつた。	5.4%	⑩ 価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかつた。	—
⑪ コストが上昇し、発注企業から申し入れがあつたが、 発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	⑪ コストが上昇し、発注企業から申し入れがあつたが、 発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%
⑫ コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、 発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかつた。	6.5%	⑫ コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、 発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかつた。	5.7%
⑬ コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、 受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかつた。	1.9%	⑬ 受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかつた。	1.8%

# 労務費に係る価格交渉の状況

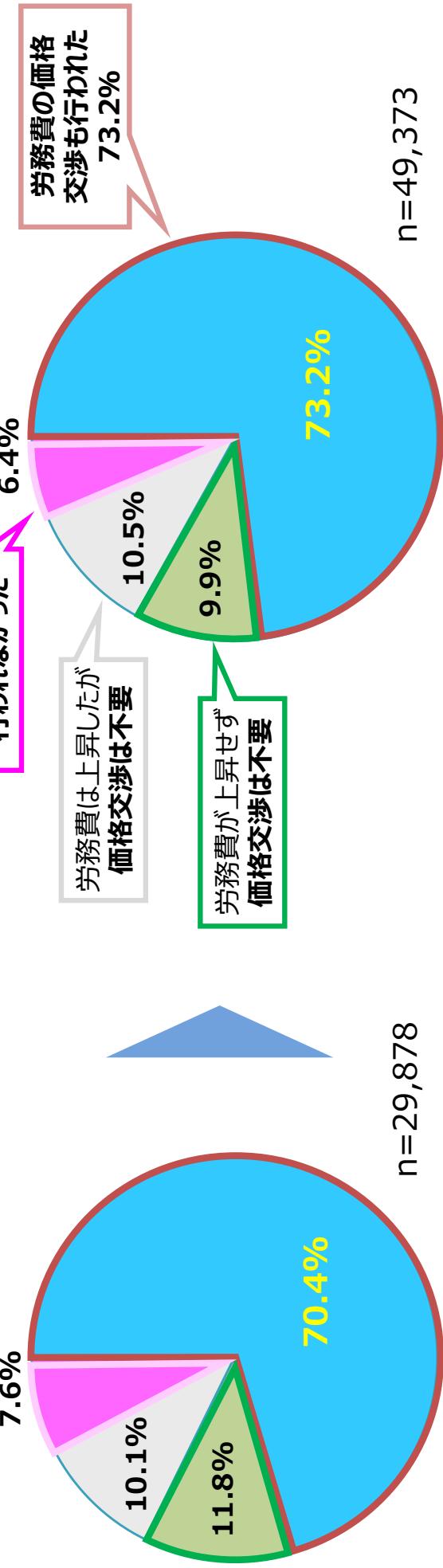
※2023年11月に、「労務費指針」(労務費の適切な転換のための価格交渉に関する指針)」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「労務費について価格交渉ができたか」を調査。

- ・ 価格交渉が行われた企業 (64.2%) のうち7割超において、労務費について価格交渉ができたかを調査。
  - ・ 一方で、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかつた」企業は依然として存在 (前回7.6%→6.4%)。
    - 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費指針」を周知・徹底していく。

## 労務費の交渉状況

3月

9月



アンケート回答企業からの具体的な声

▲労務費については自助努力で解決すべき部分であるとして、交渉の協議を拒否された。

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

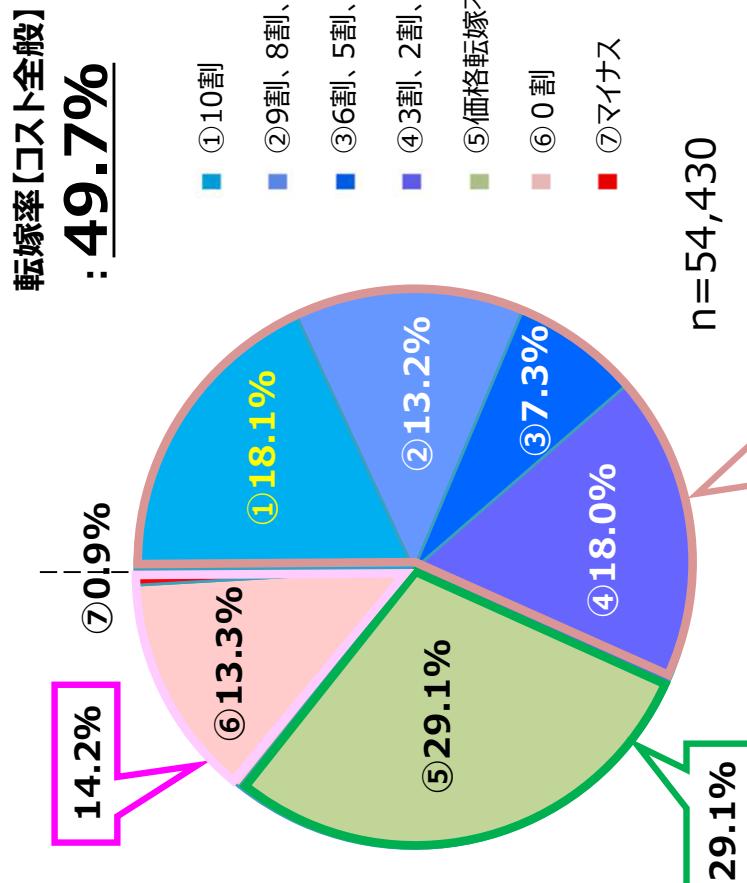
▲労務費の価格交渉に際して、値上げの根拠・証拠資料の提示要求があり、非常に時間がかかった。

## (参考)「価格転嫁不要」の回答を含めた回答分布

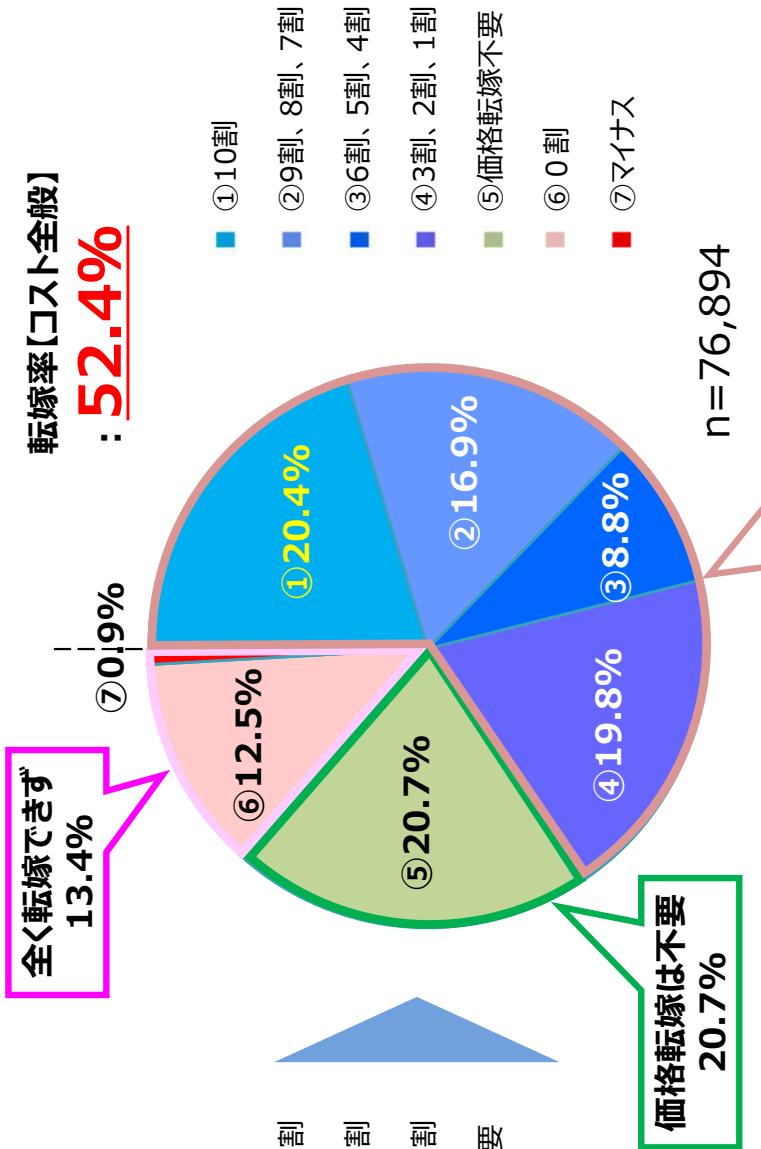
- 「全額転嫁できた」割合は、前回から約2ポイント増の20.4%。
- 「一部でも転嫁できた」割合は、6割超（前回56.7%→65.9%）。
- 「転嫁できなかつた」「マイナスとなつた」割合は減少（前回14.2%→13.4%）。

直近6か月間における価格転嫁の状況

9月



3月



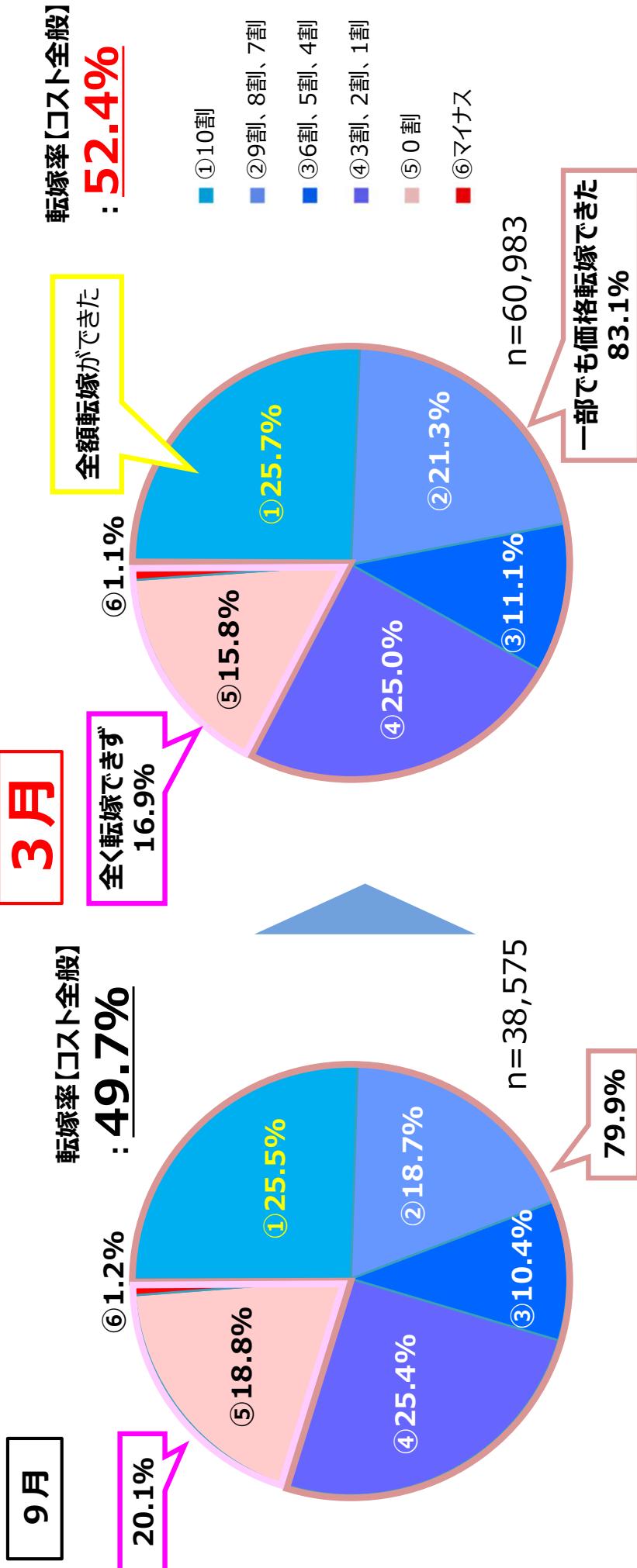
## 価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- ・ **コスト全体の価格転嫁率は52.4%。**昨年9月より約3ポイント増加（前回49.7%→52.4%）。
- ・ 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）（は、前回から約3ポイント増の83.1%）。
- ・ 「転嫁できなかつた」「マイナスとなつた」割合（⑤⑥）（は減少（前回20.1%→16.9%））。

△ 価格転嫁の状況は改善しているが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態。転嫁が困難な企業への対策が重要。

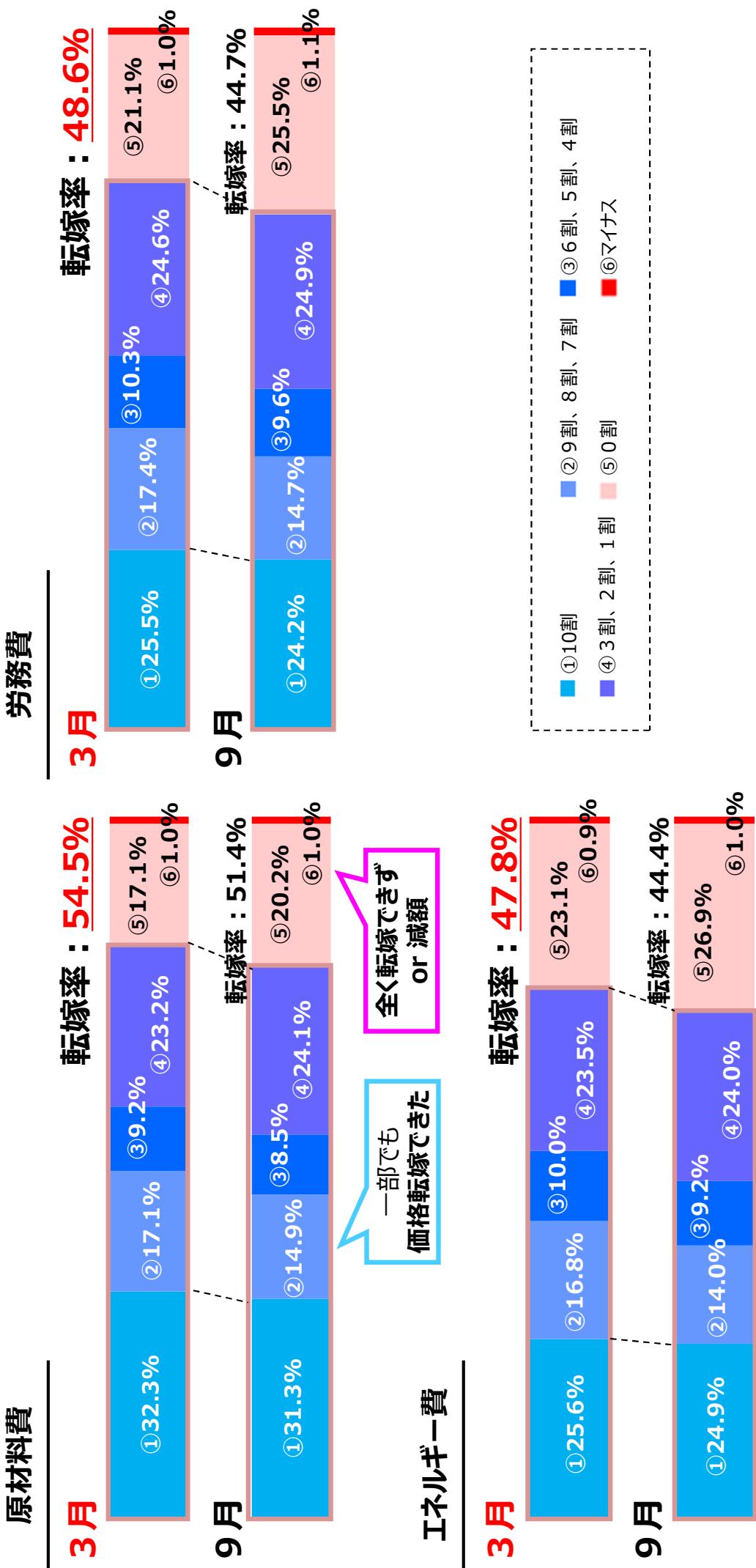
### 直近6か月間における価格転嫁の状況



## 価格転嫁の状況②【コスト要素別】

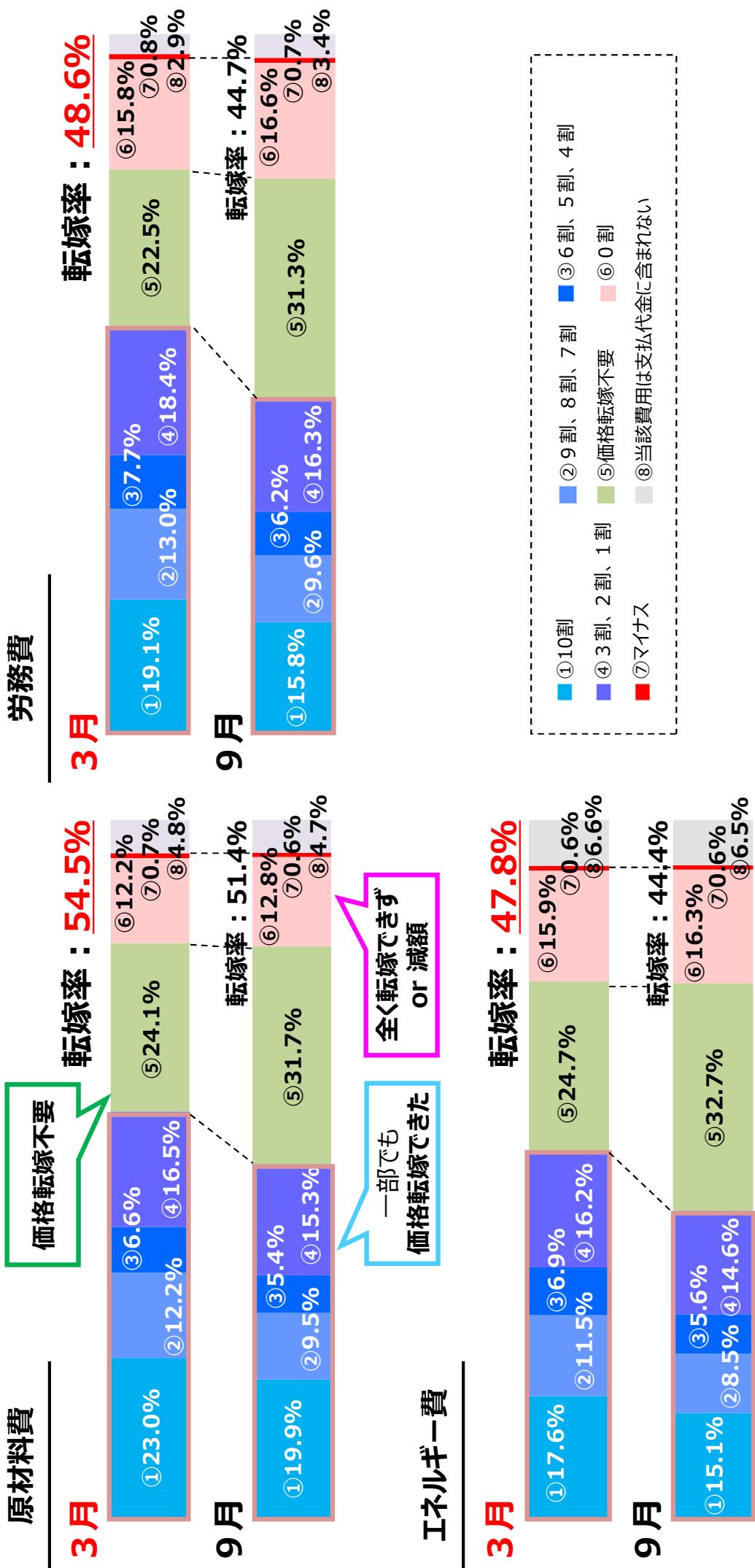
※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6%ポイント低い水準。
- エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものとの、コスト全般の転嫁率より低い水準。
- 労務費指針や、原材料費・エネルギー費・工賃を目標とする旨の振興基準等を引き続き周知していく。



## 価格転嫁の状況②【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

- コスト増加分を「全額転嫁できた」割合は、それぞれ約2～3ポイント増加。
  - 「一部でも転嫁できた」割合は、いざれの要素においても約8～10ポイント増加。

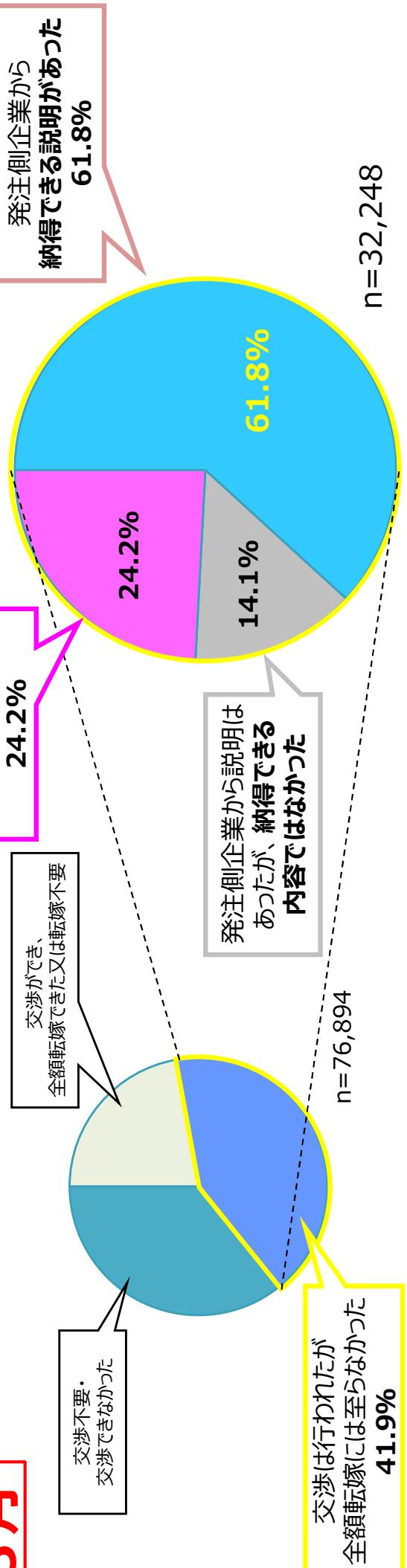


# 価格転嫁による発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の41.9%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」とする回答が約4割（前回39.6%→38.2%）。
- ▶ 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する十分な説明も求めしていく必要。  
協議において、必要な説明又は情報の提供をしない、一方的な価格決定を禁止する「中小受託取引適正化法」の周知を徹底していく。

## 発注側企業からの説明状況

3月



## アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲コスト上昇を踏まえ、赤字根拠について記入した資料を提出し、何度も価格交渉を申し入れたが全く応じてもらえなかつた。
- ▲コストアップの根拠を示した価格を提示したが、発注企業側から、根拠の説明がない価格を一方的に通知された。

# 価格交渉の実施状況の業種別ランキング

## 【発注企業の業種毎に集計】

※：価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

### ・ 価格交渉に応じられない業種は、交渉の結果である価格転嫁率においても、比較的低い順位にある。

順位	業種	前回	今回平均点
1位	全体	6.75	7.18 ↑
2位	製薬	7.13	8.40 ↑↑
3位	電気・ガス・熱供給・水道	7.22	7.67 ↑
4位	飲食サービス	6.45	7.67 ↑
5位	建設	7.15	7.65 ↑
6位	運輸・郵便（トラック運送除く）	6.75	7.54 ↑
7位	化学会社	7.41	7.52 ↑
8位	造船	7.51	7.46 ↓
9位	情報サービス・ソフトウェア	6.94	7.40 ↑
10位	鉱業・採石・砂利採取	6.70	7.39 ↑
11位	電機・情報通信機器	6.63	7.38 ↑
12位	卸売	7.17	7.36 ↑
13位	小売	6.38	7.27 ↑
14位	食品製造	6.72	7.19 ↑
15位	広告	7.50	7.13 ↓
16位	自動車・自動車部品	6.60	7.05 ↓
17位	農業・林業	6.41	7.01 ↑
18位	紙・紙加工	6.70	6.97 ↓
19位	金融・保険	7.30	6.86 ↓
20位	機械製造	6.67	6.86 ↓
21位	放送コンテンツ	5.32	6.84 ↑
22位	不動産・物品貯蔵	6.56	6.60 ↑
23位	通信	6.07	6.54 ↑
24位	生活関連サービス	6.27	6.44 ↓
25位	金屬	6.20	6.36 ↓
26位	建材・住宅設備	6.68	6.31 ↓
27位	印刷	5.90	6.30 ↓
28位	トラック運送	5.28	6.21 ↓
29位	繊維	6.89	6.19 ↓
30位	廃棄物処理	6.74	6.15 ↓
その他	石油製品・石炭製品	5.77	6.02 ↓
その他	その他	—	—

※：2024年9月時点との変化幅と矢印の数の関係

↑：0.1～0.4ポイント上昇、↑↑：0.5～0.9ポイント上昇、↑↑↑：1.0ポイント以上上昇

※：価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。

(例) 家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

順位	質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
1位	—	—	—	10点
2位	—	—	—	8点
3位	—	—	—	10点
4位	—	—	—	10点
5位	—	—	—	10点
6位	—	—	—	10点
7位	—	—	—	10点
8位	—	—	—	10点
9位	—	—	—	10点
10位	—	—	—	10点
11位	—	—	—	10点
12位	—	—	—	10点
13位	—	—	—	10点
14位	—	—	—	10点
15位	—	—	—	10点
16位	—	—	—	10点
17位	—	—	—	10点
18位	—	—	—	10点
19位	—	—	—	10点
20位	—	—	—	10点
21位	—	—	—	10点
22位	—	—	—	10点
23位	—	—	—	10点
24位	—	—	—	10点
25位	—	—	—	10点
26位	—	—	—	10点
27位	—	—	—	10点
28位	—	—	—	10点
29位	—	—	—	10点
30位	—	—	—	10点

順位	質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
1位	—	—	—	10点
2位	—	—	—	10点
3位	—	—	—	10点
4位	—	—	—	10点
5位	—	—	—	10点
6位	—	—	—	10点
7位	—	—	—	10点
8位	—	—	—	10点
9位	—	—	—	10点
10位	—	—	—	10点
11位	—	—	—	10点
12位	—	—	—	10点
13位	—	—	—	10点
14位	—	—	—	10点
15位	—	—	—	10点
16位	—	—	—	10点
17位	—	—	—	10点
18位	—	—	—	10点
19位	—	—	—	10点
20位	—	—	—	10点
21位	—	—	—	10点
22位	—	—	—	10点
23位	—	—	—	10点
24位	—	—	—	10点
25位	—	—	—	10点
26位	—	—	—	10点
27位	—	—	—	10点
28位	—	—	—	10点
29位	—	—	—	10点
30位	—	—	—	10点

順位	質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
1位	—	—	—	10点
2位	—	—	—	10点
3位	—	—	—	10点
4位	—	—	—	10点
5位	—	—	—	10点
6位	—	—	—	10点
7位	—	—	—	10点
8位	—	—	—	10点
9位	—	—	—	10点
10位	—	—	—	10点
11位	—	—	—	10点
12位	—	—	—	10点
13位	—	—	—	10点
14位	—	—	—	10点
15位	—	—	—	10点
16位	—	—	—	10点
17位	—	—	—	10点
18位	—	—	—	10点
19位	—	—	—	10点
20位	—	—	—	10点
21位	—	—	—	10点
22位	—	—	—	10点
23位	—	—	—	10点
24位	—	—	—	10点
25位	—	—	—	10点
26位	—	—	—	10点
27位	—	—	—	10点
28位	—	—	—	10点
29位	—	—	—	10点
30位	—	—	—	10点

順位	質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
1位	—	—	—	10点
2位	—	—	—	10点
3位	—	—	—	10点
4位	—	—	—	10点
5位	—	—	—	10点
6位	—	—	—	10点
7位	—	—	—	10点
8位	—	—	—	10点
9位	—	—	—	10点
10位	—	—	—	10点
11位	—	—	—	10点
12位	—	—	—	10点
13位	—	—	—	10点
14位	—	—	—	10点
15位	—	—	—	10点
16位	—	—	—	10点
17位	—	—	—	10点
18位	—	—	—	10点
19位	—	—	—	10点
20位	—	—	—	10点
21位	—	—	—	10点
22位	—	—	—	10点
23位	—	—	—	10点
24位	—	—	—	10点
25位	—	—	—	10点
26位	—	—	—	10点
27位	—	—	—	10点
28位	—	—	—	10点
29位	—	—	—	10点
30位	—	—	—	10点

順位	質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
1位	—	—	—	10点
2位	—	—	—	10点
3位	—	—	—	10点
4位	—	—	—	10点
5位	—	—	—	10点
6位	—	—	—	10点
7位	—	—	—	10点
8位	—	—	—	10点
9位	—	—	—	10点
10位	—	—	—	10点
11位	—	—	—	10点
12位	—	—	—	10点
13位	—	—	—	10点
14位	—	—	—	10点
15位	—	—	—	10点
16位	—	—	—	10点
17位	—	—	—	10点
18位	—	—	—	10点
19位	—	—	—	10点
20位	—	—	—	10点
21位	—	—	—	10点
22位	—	—	—	10点
23位	—	—	—	10点
24位	—	—	—	10点
25位	—	—	—	10点
26位	—	—	—	10点
27位	—	—	—	10点
28位	—	—	—	10点
29位	—	—	—	10点
30位	—	—	—	10点

順位	質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
1位	—	—	—	10点
2位	—	—	—	10点
3位	—	—	—	10点
4位	—	—	—	10点
5位	—	—	—	10点
6位	—	—	—	10点
7位	—	—	—	10点
8位	—	—	—	10点
9位	—	—	—	10点
10位	—	—	—	10点
11位	—	—	—	10点
12位	—	—	—	10点
13位	—	—	—	10点
14位	—	—	—	10点
15位	—	—	—	10点
16位	—	—	—	10点
17位	—	—	—	10点
18位	—	—	—	10点
19位	—	—	—	10点
20位	—	—	—	10点
21位	—	—	—	10点
22位	—	—	—	10点
23位	—	—	—	10点
24位	—	—	—	10点
25位	—	—	—	10点
26位	—	—	—	10点
27位	—	—	—	10点
28位	—	—	—	10点
29位	—	—	—	10点
30位	—	—	—	10点

順位	質

# 価格転嫁の実施状況の業種別ランキング

## 【発注企業の業種毎に集計】

- 製造業系が上位にあり、トラック運送、広告等が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、**トラック運送は約6ポイント、広告は約7ポイント上昇。**

**2025年3月**

		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率		労務費	
		原材料費		エネルギー費			
<b>①全体</b>							
1位	化学	↑ 52.4% (49.7%)	↑ 54.5% (51.4%)	↑ 47.8% (44.4%)	↑ 48.6% (44.7%)		
2位	製薬	↑ 64.8% (61.9%)	↑ 69.3% (65.0%)	↑ 62.4% (57.9%)	↑ 61.3% (54.6%)		
3位	食品製造	↑↑ 64.1% (53.6%)	↑↑ 68.7% (60.4%)	↑ 56.6% (54.2%)	↑↑ 61.7% (46.5%)		
4位	電機・情報通信機器	↑↑ 60.3% (55.3%)	↑ 62.7% (58.3%)	↑ 52.2% (47.6%)	↑ 51.7% (47.2%)		
5位	造船	↑ 58.4% (54.8%)	↑ 62.8% (58.9%)	↑ 52.7% (49.6%)	↑ 53.3% (48.7%)		
6位	飲食サービス	↑ 57.6% (57.0%)	↑ 60.2% (62.1%)	↑ 57.9% (56.5%)	↑ 51.0% (53.2%)		
7位	自動車・自動車部品	↑ 57.3% (59.0%)	↑ 58.4% (61.2%)	↑ 48.2% (49.0%)	↑ 46.1% (49.4%)		
8位	機械製造	↑ 56.6% (51.9%)	↑ 63.7% (59.8%)	↑ 55.0% (51.8%)	↑ 53.4% (48.9%)		
9位	卸売	↑ 56.2% (54.3%)	↑ 63.3% (60.7%)	↑ 52.2% (49.1%)	↑ 50.6% (47.4%)		
10位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 54.4% (51.2%)	↑ 56.5% (51.7%)	↑ 48.1% (43.9%)	↑ 47.4% (42.9%)		
11位	電気・ガス・熱供給・水道	↑↑ 54.3% (47.1%)	↑↑ 50.5% (38.0%)	↑↑ 46.0% (34.0%)	↑↑ 53.6% (46.3%)		
12位	建設	↑↑ 53.6% (48.0%)	↑↑ 55.2% (49.0%)	↑↑ 50.1% (43.5%)	↑↑ 51.8% (43.9%)		
13位	小売	↑ 52.6% (50.3%)	↑ 53.7% (51.6%)	↑ 48.2% (46.0%)	↑ 50.4% (47.4%)		
14位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑ 52.5% (48.8%)	↑ 53.4% (49.2%)	↑ 46.8% (41.7%)	↑ 46.3% (40.5%)		
15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑↑ 52.2% (49.8%)	↑↑ 53.5% (47.4%)	↑↑ 51.0% (43.6%)	↑↑ 49.5% (43.4%)		
16位	紙・紙加工	↑↑ 51.5% (45.5%)	↑↑ 50.6% (44.3%)	↑↑ 48.1% (41.6%)	↑↑ 49.3% (42.8%)		
17位	金融・保険	↑↑ 51.4% (50.2%)	↑ 52.5% (49.9%)	↑ 46.8% (43.0%)	↑ 46.7% (42.7%)		
18位	金属	↑↑ 51.1% (40.9%)	↑↑ 50.5% (36.3%)	↑↑ 45.6% (31.7%)	↑↑ 47.7% (37.4%)		
19位	生活関連サービス	↑↑ 50.9% (50.3%)	↑ 56.4% (55.4%)	↑ 47.5% (44.5%)	↑ 46.3% (42.6%)		
20位	不動産・物品貯蔵	↑↑ 50.2% (48.4%)	↑ 48.9% (48.2%)	↑ 44.5% (41.2%)	↑ 43.4% (42.7%)		
21位	印刷	↑↑ 48.5% (48.1%)	↑ 49.0% (46.5%)	↑↑ 46.0% (41.0%)	↑↑ 47.0% (45.4%)		
22位	繊維	↑ 47.7% (48.5%)	↑ 48.9% (49.0%)	↑ 41.3% (41.1%)	↑ 39.6% (40.6%)		
23位	建材・住宅設備	↑ 46.6% (51.6%)	↑ 48.3% (51.6%)	↑ 41.3% (44.9%)	↑ 41.7% (46.8%)		
24位	石油製品・石炭製品製造	↑ 46.0% (47.6%)	↑ 55.6% (55.5%)	↑ 42.4% (42.9%)	↑ 41.2% (41.0%)		
25位	農業・林業	↑ 45.0% (41.2%)	↑ 44.6% (39.9%)	↑ 41.3% (37.3%)	↑ 38.9% (36.1%)		
26位	放送コンテンツ	↑ 43.2% (39.8%)	↑ 44.6% (40.4%)	↑ 36.0% (36.2%)	↑ 41.7% (36.8%)		
27位	廃棄物処理	↑↑ 39.3% (50.7%)	↑↑ 37.2% (43.1%)	↑↑ 34.4% (47.0%)	↑↑ 35.3% (48.7%)		
28位	広告	↑↑ 38.7% (31.4%)	↑↑ 48.4% (32.3%)	↑↑ 37.8% (26.4%)	↑↑ 36.3% (32.1%)		
29位	通信	↑↑ 37.7% (47.0%)	↑↑ 37.2% (44.7%)	↑↑ 34.1% (40.5%)	↑↑ 37.3% (45.7%)		
30位	トラック運送	↑↑ 36.1% (29.5%)	↑↑ 32.1% (25.7%)	↑↑ 33.1% (27.2%)	↑↑ 32.8% (26.9%)		
—	その他	—	—	—	—	—	—

※2024年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑：1～4ポイント上昇、↑↑：5～9ポイント上昇、↑↑↑：10ポイント以上上昇

# 価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

- 受注者として、価格転嫁してもらっている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向。
- 製造業系が上位にあり、金融・保険、通信が下位にあるなどの全体的な傾向（は従前通りだが、金融・保険は約3ポイント、通信は約1ポイント上昇）

2025年3月		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率		
		原材料費	エネルギー費	労務費		
①全体		52.4% (49.7%)	↑ 54.5% (51.4%)	↑ 47.8% (44.4%)	↑ 48.6% (44.7%)	
1位	化学	↑↑ 64.4% (55.3%)	↑↑ 69.8% (59.0%)	↑↑ 60.9% (51.7%)	↑↑ 58.9% (47.0%)	
2位	卸売	↑↑ 61.3% (60.3%)	↑ 63.7% (61.9%)	↑ 52.9% (51.2%)	↑ 51.8% (49.6%)	
3位	機械製造	↑ 61.0% (57.3%)	↑ 66.7% (62.1%)	↑ 56.8% (52.7%)	↑ 55.9% (51.8%)	
4位	電機・情報通信機器	↑ 57.3% (54.9%)	↑ 62.5% (58.8%)	↑ 52.8% (48.4%)	↑ 53.5% (48.3%)	
5位	小売	↑ 55.7% (52.6%)	↑ 56.7% (54.0%)	↑ 46.9% (44.5%)	↑ 46.1% (44.7%)	
5位	紙・紙加工	↑↑↑ 55.7% (44.7%)	↑↑↑ 58.3% (45.8%)	↑↑ 49.3% (40.3%)	↑↑ 49.6% (38.5%)	
7位	食品製造	↑↑↑ 55.4% (50.0%)	↑↑↑ 57.4% (51.4%)	↑↑ 49.2% (44.5%)	↑↑ 49.4% (43.8%)	
8位	造船	↑↑↑ 54.8% (49.5%)	↑↑↑ 62.0% (53.0%)	↑↑ 61.8% (47.7%)	↑↑ 49.3% (46.8%)	
9位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑↑ 54.0% (47.8%)	↑↑↑ 50.1% (41.8%)	↑↑ 45.4% (37.0%)	↑↑ 53.4% (47.3%)	
10位	自動車・自動車部品	↑↑↑ 53.4% (49.7%)	↑↑↑ 63.2% (59.6%)	↑↑ 53.4% (51.7%)	↑↑ 52.3% (48.4%)	
11位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑↑ 53.0% (43.1%)	↑↑↑ 50.1% (40.3%)	↑↑ 50.3% (36.5%)	↑↑ 45.8% (36.8%)	
12位	建設	↑↑↑ 52.5% (49.8%)	↑↑↑ 53.9% (51.6%)	↑↑ 49.4% (46.3%)	↑↑ 51.5% (48.0%)	
13位	金属	↓ 51.9% (52.3%)	↓ 59.8% (59.7%)	↓ 48.5% (47.7%)	↓ 47.0% (45.1%)	
14位	印刷	↓ 51.0% (53.1%)	↓ 52.3% (54.2%)	↓ 44.7% (44.3%)	↓ 43.9% (44.3%)	
15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 50.7% (47.7%)	↑ 48.7% (44.8%)	↑ 48.3% (44.1%)	↑ 48.6% (43.7%)	
16位	繊維	↑ 50.6% (49.7%)	↑ 51.6% (49.3%)	↑ 45.0% (44.9%)	↑ 45.0% (44.1%)	
17位	建材・住宅設備	↑ 49.4% (48.3%)	↑ 51.1% (49.8%)	↑ 44.3% (43.8%)	↑ 43.1% (40.8%)	
18位	広告	↓ 48.3% (50.4%)	↓ 52.8% (53.7%)	↓ 47.4% (44.7%)	↓ 43.5% (45.4%)	
19位	不動産・物品販賣	↑↑ 47.8% (42.8%)	↑↑ 50.8% (34.3%)	↑↑ 50.6% (35.1%)	↑↑ 48.6% (40.1%)	
20位	石油製品・石炭製品製造	↑ 46.8% (46.7%)	↑ 58.4% (55.6%)	↑ 42.4% (41.7%)	↑ 39.9% (39.3%)	
21位	電気・ガス・熱供給・水道	↑↑↑ 45.5% (42.1%)	↑↑↑ 47.2% (43.6%)	↑↑↑ 42.1% (37.5%)	↑↑↑ 43.7% (37.2%)	
22位	製薬	↑↑↑ 45.0% (58.6%)	↑↑↑ 66.7% (80.0%)	↑↑↑ 41.7% (72.9%)	↑↑↑ 43.3% (40.0%)	
23位	農業・林業	↑↑↑ 44.8% (36.5%)	↑↑↑ 43.4% (34.3%)	↑↑↑ 40.6% (32.7%)	↑↑↑ 39.8% (32.5%)	
24位	生活関連サービス	↑↑↑ 42.1% (38.1%)	↑↑↑ 41.8% (34.5%)	↑↑↑ 38.1% (29.3%)	↑↑↑ 39.7% (33.7%)	
25位	放送コンテンツ	↑ 41.0% (38.0%)	↑ 45.4% (38.0%)	↑ 38.2% (34.6%)	↑ 40.4% (37.9%)	
26位	廃棄物処理	↑ 40.1% (38.4%)	↑ 37.6% (36.5%)	↑ 38.8% (36.5%)	↑ 37.4% (35.4%)	
27位	トラック運送	↑ 37.6% (34.4%)	↑ 33.6% (29.6%)	↑ 35.4% (32.0%)	↑ 34.1% (31.1%)	
28位	飲食サービス	↑↑↑ 36.9% (55.0%)	↑↑↑ 42.8% (53.6%)	↑ 44.6% (47.0%)	↑ 33.9% (49.0%)	
29位	通信	↑↑↑ 35.4% (34.7%)	↑↑↑ 35.7% (30.7%)	↑ 34.5% (27.0%)	↑ 36.3% (38.0%)	
30位	金融・保険	↑↑↑ 28.5% (25.2%)	↑↑↑ 30.6% (21.2%)	↑↑↑ 32.1% (19.4%)	↑↑↑ 27.5% (21.0%)	
—	その他	—	—	—	—	

※2024年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑：1～4ポイント上昇、↑↑：5～9ポイント上昇、↑↑↑：10ポイント以上上昇

※（）内は前回の転嫁率を示す。

# 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策(2024年11月22日閣議決定)

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策  
～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

内閣府作成

## 経済の現状・課題

- 600兆円の名目GDP、33年ぶりの高水準の賃上げが実現するなど、成長と分配の好循環は、動き始めている。
- 国民一人一人が、こうした前向きな動きを賃金・所得の増加という形で実感できるよう、更に政策を前進させる必要。
- 賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとする。

## 経済対策の基本的考え方

- ①賃金・所得の増加に向けた経済の成長、②物価高への対応、③安心・安全の確保の重要課題に対し、速やかに万全の措置を講ずる。

## 第1の柱

### 全ての世代の 現在・将来の賃金・所得を増やす

#### 日本経済・地方経済の成長

- ・賃上げ環境の整備  
中堅・中小企業の生産性向上（足元の賃上げ）
- ・地方創生 2.0（全国津々浦々の賃金・所得増加）
- ・成長力の強化（将来の賃金・所得増加）

## 第2の柱

### 誰一人取り残されない 成長型経済への移行に道筋をつける

#### 物価高の克服

- ・物価高の影響を受ける低所得者への支援
- ・地域の実情等に応じた物価高対策の推進
- ・物価高の影響を受ける業種の支援
- ・エネルギーコスト上昇への耐性強化

## 第3の柱

### 成長型経済への移行の礎を築く

#### 国民の安心・安全の確保

- ・自然災害からの復旧・復興  
(能登半島地震等への対応も含む。)
- ・防災・減災及び国土強靭化
- ・外交・安全保障環境の変化への対応
- ・都市部等の防犯対策・闇バイト対策
- ・こども・子育て支援、女性・高齢者の活躍

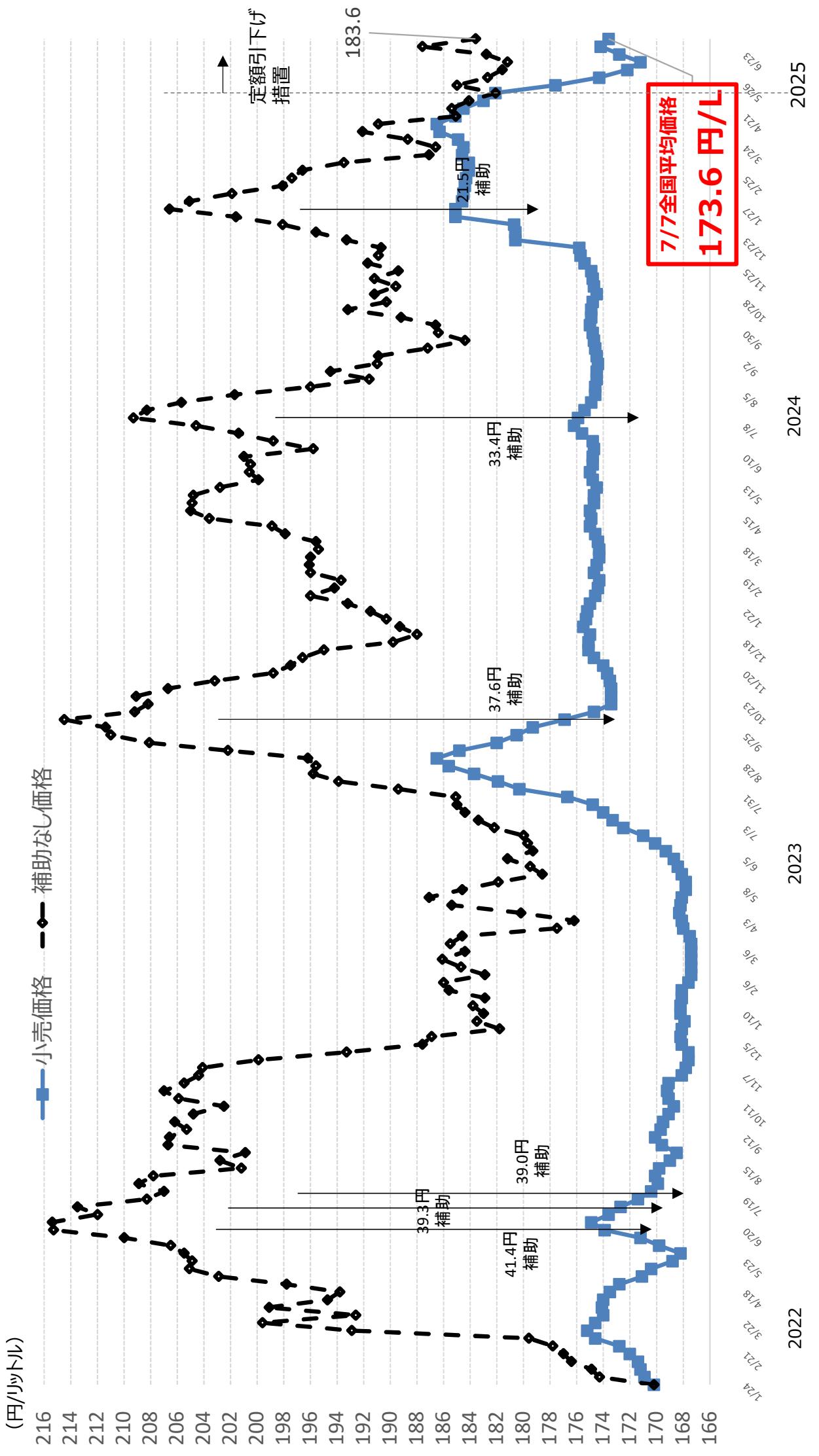
## 経済対策のねらい

デフレを脱却し、新たな経済ステージに移行することを目指して、「経済あつての財政」との考え方と共に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靭な経済・財政を作っていく。

日本を守り、国民を守り、地方を守り、若者・女性の機会を守り、全ての国民が安心と安全を感じられる未来を創る。

# ガリソン全国平均価格の推移

## レギュラー・ガソリン・全国平均価格



# 電気・ガス料金支援の概要

- 足元の物価高に対応する観点から、暑くなる夏への対応として、電力使用量が増加する7月から9月まで電気・ガス代の支援を行う。特に、電力使用量がピークになる8月使用分の負担軽減を重点化する。
- これにより、標準的な家庭において、3ヶ月3,000円程度の負担引下げ効果が実現。
- これまでの国際的な燃料価格の動向及び直近の為替水準を前提とすれば、7月から9月の電気料金等は、昨年同時期よりも下がることが見込まれる。

	電気	都市ガス*
7月 使用分 9月 使用分	低圧：2.0円/kWh 高圧：1.0円/kWh	8円/m <sup>3</sup>
8月 使用分	低圧：2.4円/kWh 高圧：1.2円/kWh	10円/m <sup>3</sup>

\*家庭及び年間契約量1,000万m<sup>3</sup>未満の企業等が対象

# 「年収の壁」への当面の対応策（「年収の壁・支援強化パッケージ」）概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せざるべくことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

## 106万円の壁への対応

### ◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せざるべくことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行つ。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

### ◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たつての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

## 130万円の壁への対応

### ◆事業主による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

## 配偶者手当への対応

### ◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、  
(1) 見直しの手順をフローチャートで示す等  
わかりやすい資料を作成・公表した。  
(2) 中小企業団体等を通じて周知する。

# 「年収の壁・支援強化パッケージ」の周知・広報について

- ▶ 「年収の壁・支援強化パッケージ」は、労働者が壁を意識することなく、希望どおり働くことのできる環境づくりに資するとともに、企業にとつても労働力確保につながるもの。
- ▶ パート・アルバイトの方々や雇用する事業主の皆さんに、本パッケージの内容・メリットについてご理解いただき、実際にご活用いただくことが肝要であり、厚生労働省としては、積極的に周知・広報の取組を進めている。

マス  
向け

相談  
体制

本パッケージへの関心や認知を広げるため、**広く国民の目に触れる機会の多い媒体（SNS・バナー等のWeb広告、テレビCM等）**を通じた発信を行っている。  
**首相官邸及び厚生労働省のホームページ**に、本パッケージに関する特設サイトを開設。



【Web広告・テレビCM】

労働者・事業主等からのお問い合わせをワンストップで受け付ける「**年収の壁突破・総合相談窓口**（コールセンター）を**2023（令和5）年10月より**開設。営業時間外の対応等、利便性向上を図るために、チャットボットを導入。

団体  
周知

説明会



【厚生労働省 特設サイト】

業界団体等と協力し、会員企業向けに、説明会や団体等の会合における説明等を実施。  
事業主からの相談を受ける機会の多い社会保険労務士の方々に、各支援策への理解を深めていただくことを目的に、説明会の開催や研修動画の配信等に取り組んでいる。

# 拡充 キヤリアップ助成金

## 労働政策審議会雇用環境・均等分科会（第82回）

資料2-3  
から抜粋した  
資料を時点更新

令和7年度当初予算額 1,025億円（1,106億円）※（ ）内は前年度当初予算額  
うち雇用環境・均等局計上分 1,020億円（1,101億円）うち職業安定局計上分 5億円（5億円）  
**1 事業の目的**  
有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といつたいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、  
正社員転換、待遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

## 2 事業の概要・スキーム

### コース名／コース内容

#### 正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む  
正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の  
賃金と比較して3%以上増額していくことが必要

▶ 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用

上限人数：20人

#### 支給額（1人当たり）

	【重点支援対象者※】	【左記以外】
有期→正規：	80万円（60万円）	40万円（30万円）
無期→正規：	40万円（30万円）	20万円（15万円）

※ a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者  
b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者  
①過去5年間に正規雇用労働者であつた期間が1年以下  
②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない  
c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者  
▶ 新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外  
▶ 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用  
上限人数：20人

#### 加算措置等／加算額

#### 正社員化コース

- 通常の正社員転換制度を新たに規定し転換  
1事業所当たり 20万円（15万円）
- 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換  
1事業所当たり 40万円（30万円）

#### 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との  
共通の賃金規定等を新たに規定・適用  
を3%以上増額改定し、その規定を適用

#### 賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度  
を導入し、支給又は積立てを実施

#### 賞与・退職金制度導入コース

■ 両方を同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）

#### 社会保険適用時処遇改善コース

※（ ）は、大企業の場合の額。< >は、小規模事業者の場合の額。  
※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。  
※障害者正社員化コースについて、重度障害者の場合は、  
①120万円（90万円）②③60万円（45万円）となる。  
※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコース  
は上限はない。



※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額  
60万円（45万円）<75万円>（※）  
※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額  
130万円（37.5万円）（※）  
30万円（22.5万円）  
※1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額  
60万円（45万円）<75万円>（※）  
※1～2年目までの各要件を全て満たす場合も助成対象

短時間労働者労働時間延長支援コース  
短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賞上げ、  
労働時間の延長（週当たり4時間以上等）を実施  
（P7年度末までの措置）

130万円  
対応

# キャラアップ助成金の拡充（「年収130万円の壁」への対応）

労働政策審議会雇用環境・均等分科会（第82回）	資料2-3 から抜粋
令和7年6月24日	

## 現行の労働時間延長メニュー

### 短時間労働者労働時間延長支援コース

#### 【1年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	<b>30万円</b>
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	



(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3／4の額。  
・取組から6ヶ月後に支給申請。  
・賃金は基本給。

#### 【2年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	労働時間を更に 2時間以上延長	—	<b>20万円</b>
②	—	基本給を更に5%以上増加又は昇給、 賃与若しくは退職金制度の適用	<b>25万円</b>

(注)・被用者保険への継続加入が必要。  
・助成額は大企業の場合は中小企業の3／4の額。  
・取組から1年6ヶ月後に支給申請。  
(被用者保険適用後1年目と2年目で比較)  
・賃金は基本給。

# I 1 被用者保険の適用拡大

## 改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険（被用者保険）の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人才確保に資する取組を進めます。

### 〔短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正〕

- |          |                           |
|----------|---------------------------|
| 〔撤廃〕     | ① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上 |
|          | ② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断） |
|          | ③ 学生（は適用対象外）              |
| 〔段階的に撤廃〕 | ④ 51人以上の企業が適用対象           |

### 賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

### 企業規模の要件

企業規模（常勤の従業員数で判断）	実施時期
500人超	2016年10月
100人超	2022年10月
50人超	2024年10月
35人超	2027年10月
20人超	2029年10月
10人超	2032年10月
10人以下	2035年10月

今回改正

### 〔個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）〕

- |                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| 常時5人以上の者を使用する事業所       | 法律で定める17業種 適用（現行どおり） |
| 上記以外の業種（※）             | 非適用 ⇒ <b>適用</b>      |
| ※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等 |                      |
| 5人未満の事業所               | 非適用（現行どおり）           |

※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、  
〔支援策〕 任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

### 被保険者への支援（就業調整を減らすための保険料調整）

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国が定める割合（下表）に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。

（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援）

標準報酬月額 (年額換算)	8.8万 (106万)	9.8万 (118万)	10.4万 (125万)	11万 (132万)	11.8万 (142万)	12.6万 (151万)	13.4万 (161万)
労働者の 負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50% →50%

※ 3年目は軽減割合を半減

### 事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャラリアップ助成金により支援する措置を検討（令和7年度中に実施、1人当たり最大75万円助成）

# 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- ・ デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題題にに対応
- ・ 源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、2025年12月の年末調整から適用

## 所得税の基礎控除の引き上げ

- ・ 物価動向を勘案し最高48万円から**10万円（20%程度）**引き上げ、最高**58万円**に。  
※扶養親族等の所得要件について、基礎控除と同額の48万円を、基礎控除の引き上げを踏まえ、58万円に。
- ・ 低～中所得者の税負担に配慮し、**所得階層ごとに控除を最高37万円上乗せ**。

## 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

- ・ 物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応
- ・ 最低保障額を55万円から**10万円**引き上げ、**65万円**に。

## 大学生年代の子の親への特別控除の創設

- ・ 人手不足の中、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応
- ・ 大学生年代（19～22歳）の親向けの特別控除の創設。  
　　→子の給与収入が、150万円以下→63万円  
　　→子の給与収入が、150万円超　→控除額が段階的に遞減

## 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（2025年度改正）

2025年分所得税から適用

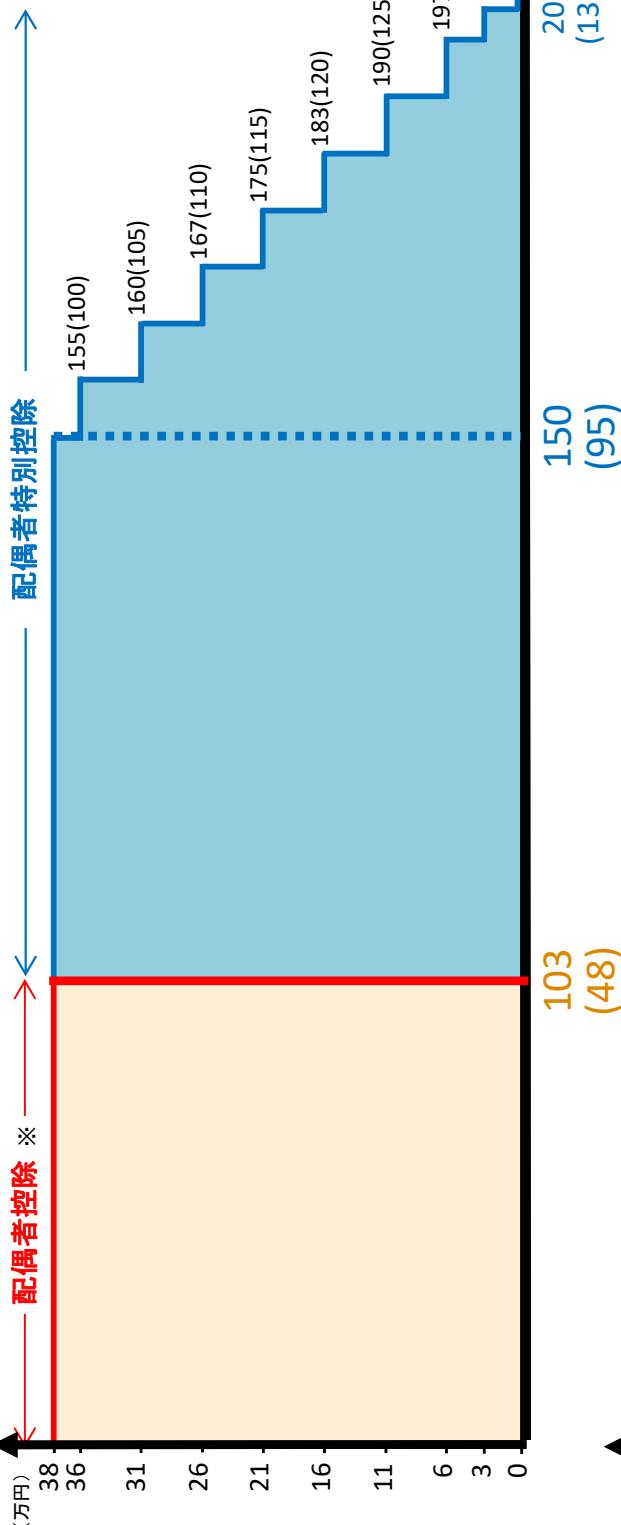
納税者本人  
の  
受けける控除額  
（万円）

38  
36  
31  
26  
21  
16  
11  
6  
3  
0

→ 配偶者控除 →

→ 配偶者特別控除 →

改正前



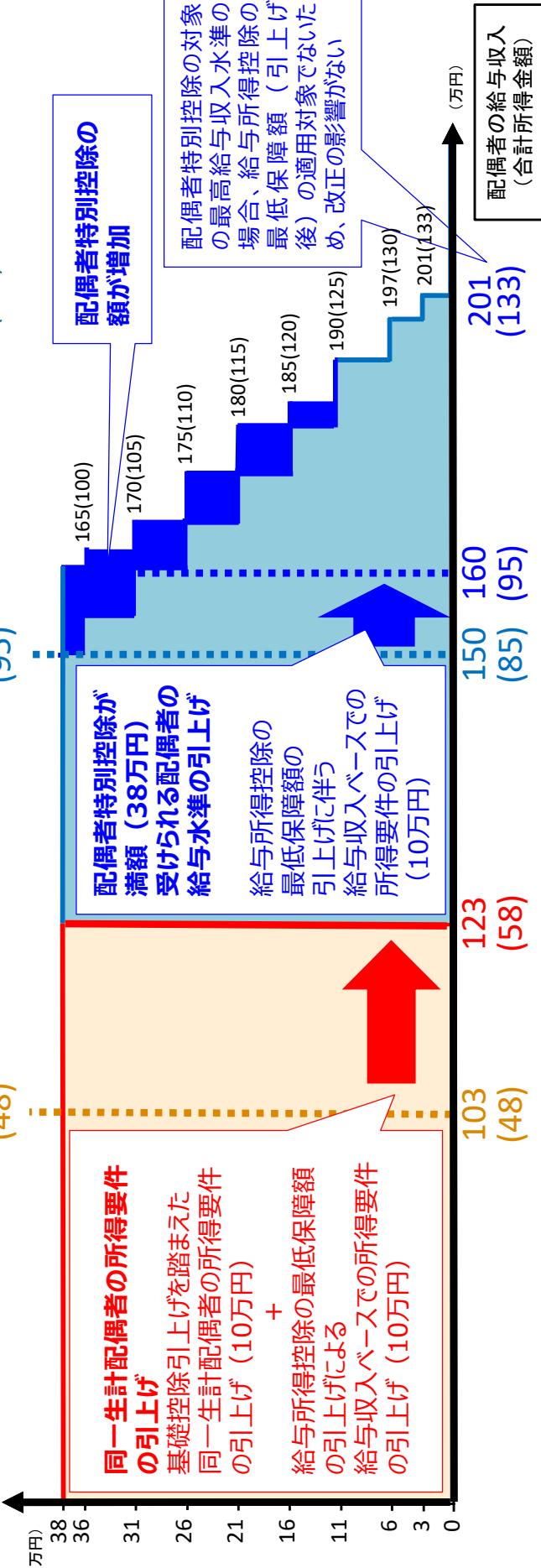
同一生計配偶者の所得要件  
の引上げ

基礎控除引上げを踏まえた  
同一生計配偶者の所得要件  
の引上げ（10万円）  
+  
給与所得控除の最低保障額  
の引上げによる  
給与収入ベースでの所得要件  
の引上げ（10万円）

配偶者特別控除が  
満額（38万円）  
受けられる配偶者の  
給与水準の引上げ  
給与所得控除の  
最低保障額の  
引上げに伴う  
給与収入ベースでの  
所得要件の引上げ  
(10万円)

配偶者特別控除額が増加

配偶者特別控除の対象  
の最高給与収入水準の  
場合、給与所得控除の  
最低保障額（引上げ  
後）の適用対象でない  
ため、改正の影響がない



配偶者の給与収入  
(合計所得金額)

201  
(133)

150  
(85)

123  
(58)

103  
(48)

配偶者の給与収入  
(合計所得金額)

201  
(133)

150  
(95)